



千葉県  
緑と水辺のまちづくりプラン



平成24年3月

千葉県



# 目次

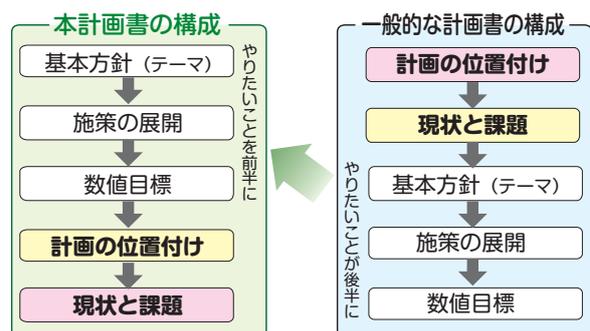
はじめに	2
<b>第1章 計画のテーマ</b>	<b>6</b>
1 計画のテーマ	6
2 基本方向	8
3 計画の対象	10
<b>第2章 目指す緑と水辺の姿</b>	<b>12</b>
<b>第3章 施策の展開</b>	<b>14</b>
基本方向1 緑の質を高めいのちが育つ空間を守っていこう！	15
(1) 民有地の緑を良好に守り育てる	15
(2) 水辺を再生する	18
(3) いきいきとした公園にする	20
基本方向2 緑と水辺の魅力を伸ばし潤いと賑わいを創りだそう！	22
(1) 緑のあふれるまちをつくる	22
(2) 公園や水辺の魅力を高める	24
(3) 花のあふれるまちをつくる	28
基本方向3 緑の大切さを認識し地域で行動する人の輪を広げよう！	31
(1) 行動する人を育てる	31
(2) 行動のきっかけをつくる	33
<b>第4章 緑地等の確保目標</b>	<b>38</b>
<b>第5章 計画の推進</b>	<b>40</b>
市長メッセージ	41
<b>資料</b>	
資料1 計画の体系	43
資料2 緑と水辺の現状	46
資料3 緑と水辺の課題	52
<b>参考資料</b>	
計画策定の経緯	55



## 計画書の構成について

本計画書は、一般的な計画書とは異なる構成になっています。

本計画書では、より分かりやすく読みやすくなるよう、計画の前半に何を指して(テーマ・将来像)、何をどのようにどれだけやるのか(施策の展開・確保目標)を記述し、何のために(計画の位置付け・現状と課題)は資料として後半に示しています。



# はじめに

この計画を進めるにあたり、私たちが最も大切にしていきたいことは、かけがえのない千葉市の豊かな緑と水辺を、将来を生きる人たちに引き継ぎたいという思いです。

その思いを、将来を生きる人たちへのメッセージとして示します。

## 50年後にこのまちに暮らすひとたちへ ～私たちの思い～

郊外に広がる山林や里山、谷津田など千葉市に残された緑と水辺は、人と自然との深いかかわりの中で生まれ残されてきたもので、長くこの地に暮らしてきた人の営みの歴史であり、その記憶を今にとどめています。

都市が拡大していくなかで、引き継がれてきたそれらの一部は失われたものの、公園や街路樹の整備など、緑を回復する努力も行われてきました。

樹木はゆっくりと長い時間をかけて成長し、より立派になっていくものであり、今、私たちが目にする豊かな緑と水辺は、長い歳月をかけて多くの人たちが大切に育んできたまちの財産です。

虫を捕った雑木林、水遊びをした小川、夕方遅くまで遊んだ近くの公園、入学式に咲いていた校庭の桜…、私たちのまちの緑と水辺は大切な思い出・記憶と重なって、今も日々の暮らしに楽しみや彩りを添えてくれています。

緑や水辺を身近に感じながら暮らすことの愉しさ、大切さ、それは時が移っても変わることのないものだから、私たちが引き継いだこの緑と水辺を、私たちの手でさらによいものにしながら、このまちに暮らす将来の人たちに、つないでいきたい。

．．．．．この緑と水辺は 過去そして未来につながっている



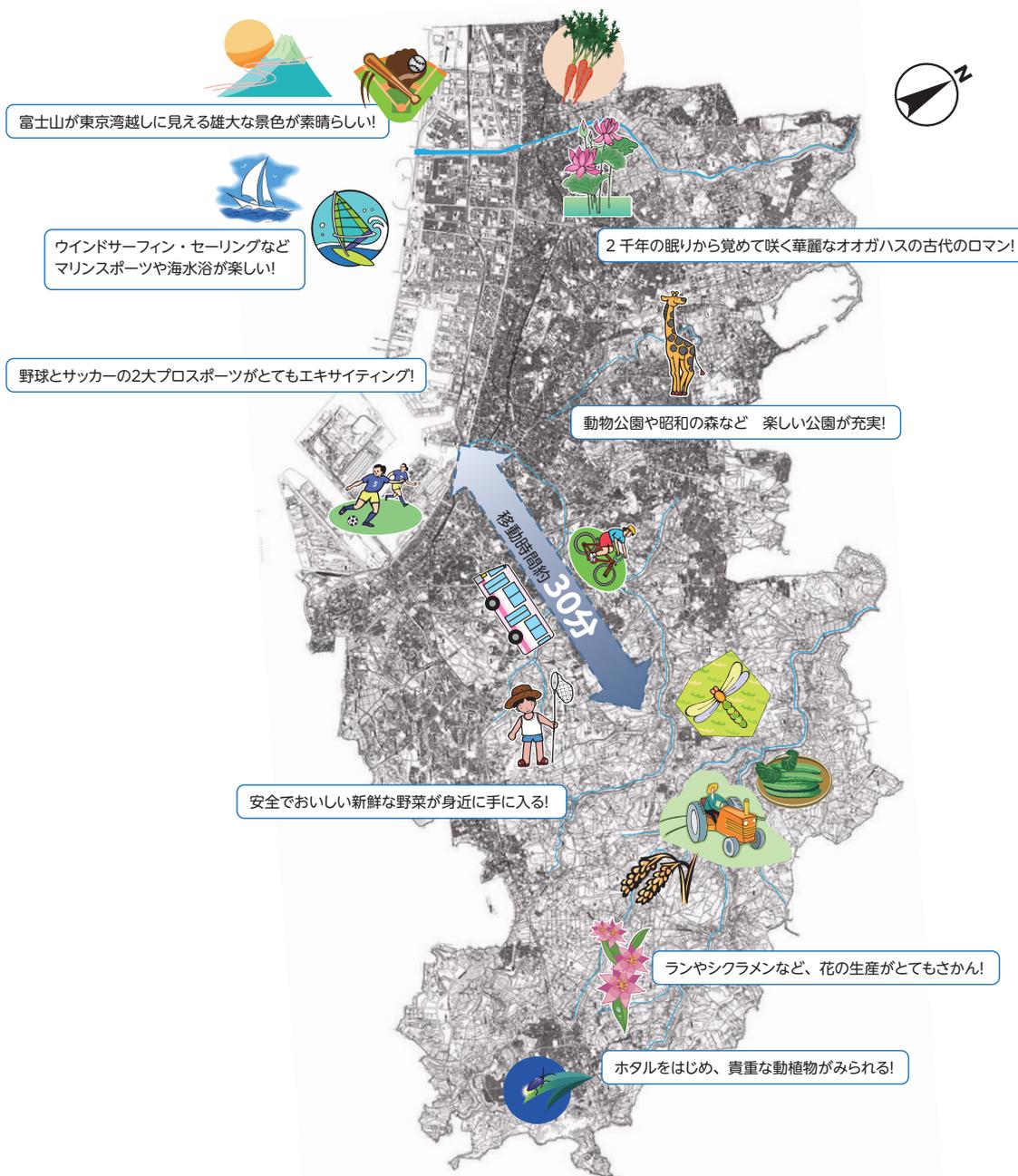
トピック

## 千葉市の特徴は？

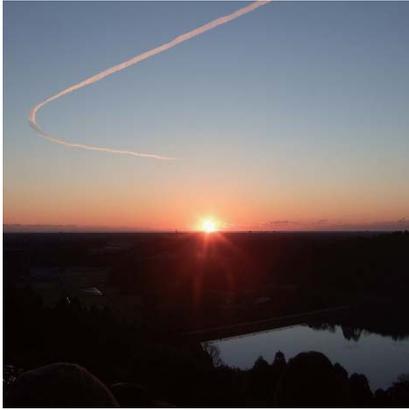
千葉市は、県都として、また首都圏の東側を支える大都市として工業、商業、業務などの機能が集積するとともに、東京都心まで約 40km という近さから、首都東京のベッドタウンとしての一面も持ち合わせ、高度経済成長期以降急速に発展・成長してきました。

本市の最大の特徴は、首都圏の主要な都市でありながら、豊かな緑と水辺が残されており、市域の中で都会と田舎が近い距離で共生する環境が形成されていることです。

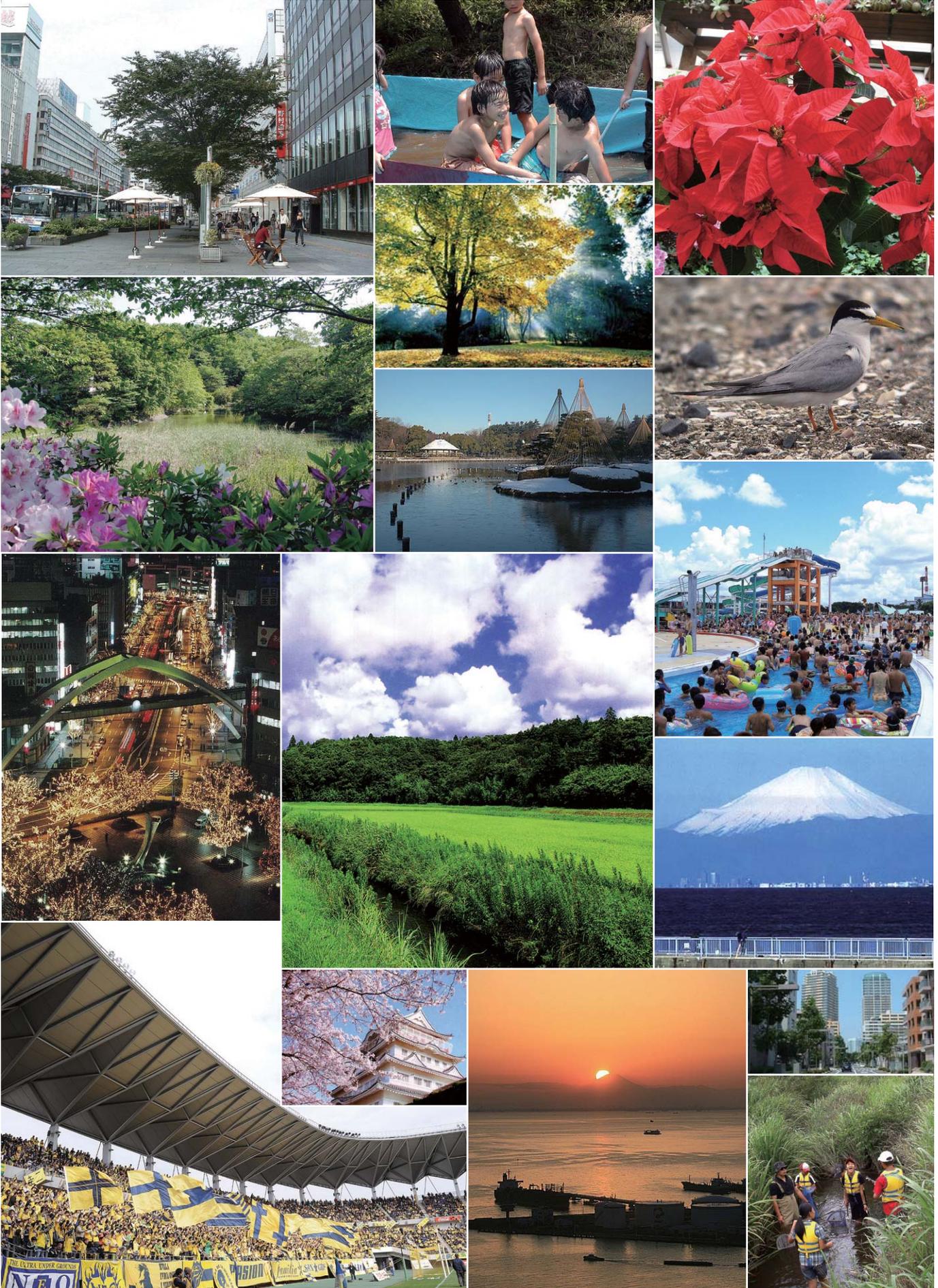
この恩恵を十分に享受できる環境をまちの財産として、みんなで育て、守っていきましょう。



# そこそこ都会でそこそこ



# 田舎の千葉って最高



# 第1章 計画のテーマ

千葉県緑と水辺のまちづくりプラン（以下、「本計画」という。）は、本市の50年後を見据え、豊かな緑と水辺を次代に引き継ぐため、市民、団体、企業、大学など、多様な主体と行政が連携・協力して取り組む、平成24年度から平成33年度までの10年間の緑と水辺のまちづくりの基本方針となる計画です。

第1章では、本計画のテーマと基本方向について示します。

## 1 計画のテーマ

豊かな緑と水辺は、本市を代表する貴重な財産であり、都市の大きな魅力となっています。

この良好な環境を守り、育み、次代に引き継ぐことの大切さをみんなで理解し、一人ひとりが自ら考え、行動することにより、さらに快適な都市環境を実現することを目指し、本計画のテーマを次のように設定します。

テーマ

**みんなの手で育みつなごう！ 緑と水辺**

また、テーマに沿って多様な主体が緑と水辺のまちづくりに取り組むにあたっての基本姿勢をサブテーマとして示します。

サブテーマ

**～ 縄文より続く 住みやすさ日本一のまちを次代に ～**



## コラム

## 個性がみえないまちと言われる「千葉市」は、住みやすさ日本一？

千葉市は、観光資源となるような文化や地場産業、名産品などが乏しい、個性がみえないまちと言われます。

では、こうしたものはどのような地域に発展するのでしょうか。

例えば、冬の間、雪に閉ざされるような地方では、冬に食べるための保存食、冬に家の中でつくる工芸品など、地域独自の名産品や地場産業が長い年月をかけて発達してきました。

このように、厳しい自然環境であればあるほど、人々が生活していくために必要なこうした文化が発達したと考えられます。

千葉市には、縄文時代の貝塚が世界一と言われるほど集まっています。

これは、縄文時代に多くの人たちが集まり生活をしていて、つまり縄文の人たちにとって、いかにここが暮らしやすい場所であったかをうかがい知ることができます。

実際、千葉市は遠浅な東京湾に面し、地形は平坦で気候が温暖であり、縄文時代以降も大きな自然災害が少なく、一年中農業、漁業で生活できる、人が生活するために最適な環境にあったと言えます。

このように、全国に誇れるほどの名産品などが千葉市に乏しいと言われるのは、一年中遠浅の海で魚や貝を採ったり、田畑を耕したりすることにより、常に新鮮な食料を手に入れることができたからと考えられます。

つまり、千葉市は、縄文の時代より「住みやすさ日本一」であったのではないかと思われれます。この恵まれた環境を後世に残すこと、住みやすさ日本一の環境を維持すること、これが今の私たちに課せられた使命ではないでしょうか。



加曾利南貝塚東側の復原集落  
(縄文時代中期後半の竪穴式住居)

## 2 基本方向

ここでは、テーマに沿って取り組む、緑と水辺のまちづくりの3つの基本方向を示します。

### 基本方向 1

#### 緑の質を高め いのちが育つ空間を守っていこう！

量的拡大から質的向上へ基調の転換を図り、様々ないのちが育つ空間を守ります。

縄文の昔から人々の暮らしとともにあり、多くの生物をはぐくんできた本市の緑と水辺は、人とのかかわりの中で大切に残されてきました。都市化が進む中であっても市域の概ね半分に緑が残されており、恵まれた環境にあります。

しかし、管理が不十分な緑地などでは、緑の質が低下するなど緑と水辺が本来持つ機能が十分に発揮されていない状況も見受けられます。

このような状況を改善するため、都市防災の強化、生物多様性の保全や自然とのふれあいに配慮しながら緑と水辺を守り、質を高める取り組みを積極的に進め、人も多くの生物もいきいきと育つ良好な環境をみんなで育て、守っていきましょう。

### 基本方向 2

#### 緑と水辺の魅力を伸ばし 潤いと賑わいを創りだそう！

豊かな緑や水辺を都市の魅力としてさらに伸ばし、潤いと賑わいを創出します。

本市にはそれぞれに特徴のある大規模な公園が数多くあり、豊かな緑や海辺はスポーツ・レクリエーションの場として市の内外から多くの人々が訪れ、様々な活動に利用されています。

また、生活の中で身近に緑を感じ、触れることができる環境は、本市が誇る都市の魅力のひとつです。海辺の活用や中心市街地の緑化などを進め、緑と水辺があふれる彩り豊かなまちを広くアピールすることで、潤いと賑わいを創りながらこのまちの魅力を高め、より多くの人々が訪れる、活気あふれるまちにしていきたいと思います。

## 基本方向3

## 緑の大切さを認識し 地域で行動する人の輪を広げよう！

多くの人々が緑地保全や緑化推進の活動を展開するまちをつくりまします。

緑と水辺は、地下水のかん養<sup>1</sup>や二酸化炭素の吸収をはじめとする多様な機能を有し、様々な動植物の生息・生育の場、また食物の生産の場として、都市における豊かな生活を根底から支えているとても大切な場所です。

本市では多様な主体の連携・協力により、緑を守り育てるための取組みが展開されていますが、より良好な緑と水辺の環境をつくるためには、より多くの方々に緑に関わりを持っていただくことが必要です。

都市におけるヒートアイランド現象<sup>2</sup>の緩和や景観の向上など、緑の持つ多様な機能への理解を深めることで緑の大切さを再認識し、緑を育む心を養うことにより、緑への愛着を持ち自ら緑を守り増やそうとする人を育て、そして、その人たちの輪を広げていきましょう。



1 地表の水（雨水や河川水）が地面にしみ込んで、ゆっくりと地下へ降りて、地下水になることです。

2 ビルやマンションなどの建物や自動車から出る排熱、アスファルトからの放熱などが大きい都市部において、郊外に比べて気温が高くなることです。

### 3 計画の対象

ここでは、本計画において対象とする「緑と水辺」や緑と水辺が持つ多様な機能について示します。

#### (1) 計画において対象とする緑と水辺

本計画でいう「緑と水辺」とは、公園、道路や学校などの公有地の緑や、農地、森林、商業地、工業地や住宅地などの私有地の緑、また、海や河川、池、水路などの水際の周辺を総称したものです。本計画では、市域内のこれらの「緑と水辺」を対象とします。

なお、農地、森林、河川などについては、それらに関する個別計画（千葉市農業基本計画、千葉市水環境保全計画など）において詳細を示すことから、本計画では、それらを踏まえ、代表的な施策等を記述します。

#### (2) 緑と水辺の機能

緑と水辺は多様な機能を有しており、その代表的な機能を次のとおり示します。

##### ① 環境の保全・改善機能

緑と水辺は、温室効果ガス等の減少に資する大気中のCO<sub>2</sub>の吸収や浮遊物質の吸着、酸素や水蒸気の放出、騒音の軽減、ヒートアイランド現象の緩和などの都市環境の保全・改善に寄与しています。

##### ② 多様な生物の生息・生育機能

緑と水辺は、地形や土壌、気象と相まって動植物の生息・生育環境を形成しており、貴重な生物種の群落地・繁殖地となるなど、生物多様性の保全に寄与しています。

##### ③ 都市の防災機能

緑と水辺は、地震や豪雨による土砂災害の発生防止や火災の延焼防止などの減災、また、災害時の避難地や復興時の物資供給などの活動拠点となるなど、市民の生命、財産の保全に寄与しています。

##### ④ 良好な景観の形成機能

緑と水辺は、潤いある美しい街並みや四季の彩りを演出するなど、まちの風格を向上し、魅力ある良好な都市景観の形成に寄与しています。

## ⑤ レクリエーション機能

緑と水辺は、心のやすらぎや癒しなどの心理的効果を有しており、休息や憩い、自然とのふれあいやスポーツなど多様なレクリエーションの場として親しまれています。

また、人々が集まりふれあいを持つ空間として様々なコミュニティの形成にも寄与しています。

## ⑥ 生産基盤機能

本市の農地は、新鮮で安全安心な農畜産物を市内はもとより、首都圏に安定供給する生産の場として重要な役割を果たしています。

## ⑦ 水源かん養機能

緑地は、雨水を地中に浸透し、蓄えることにより、水質の浄化、浸水被害の軽減や地下水のかん養など、良好な水環境の形成に寄与しています。



## まとめ知識

## 千葉市の緑は、市民の呼吸で排出される二酸化炭素をすべて吸収している？（試算）

千葉市域の約半分は樹林地や草地などの緑で覆われています（p.46 参照）。これらの緑被地において光合成により一年間に吸収している二酸化炭素の量を、一定の条件を仮定して試算すると、311,225t となります。千葉市民の呼吸による一年間の二酸化炭素排出量 308,160t の約 101%に相当することから、市内の緑被地は、市民の呼吸による排出量に相当する二酸化炭素を吸収できるという試算になります。このように緑は大切な役割を果たしています。

## 【参考】

- ・千葉市の緑被地の面積は、樹林地 6,896ha（純生産量\* 18 t/ha）  
                                   草地 2,101ha（ // 12 t/ha）  
                                   耕作地 4,171ha（ // 10 t/ha）  
                                   合計 13,168ha（純生産量 14.5t/ha）←加重平均値
- ・千葉市の緑被地の年間の二酸化炭素吸収量は、  
                                   二酸化炭素吸収量 = 1.63 × 純生産量（t/ha） × 分布面積（ha）  
   = 1.63 × 14.5 × 13,168ha  
   = 311,225t（大気浄化マニュアル / 環境再生保全機構）
- ・千葉市民（約 96 万 3 千人）の呼吸による年間の二酸化炭素排出量は、  
                                   二酸化炭素排出量 = 963,000 人 × 0.32（t / 人）  
   = 308,160 t（林野庁ホームページ）

※純生産量：ここでは、単位面積当たりの樹木等が 1 年間に光合成で吸収した CO<sub>2</sub> で換算した値のことです。  
 樹林地は、常緑落葉・針葉樹林として算出しました。

# 第2章 目指す緑と水辺の姿

第2章では、緑と水辺の現状と課題（**資料2** 及び **資料3** P.46～P.54 参照）や地域特性を踏まえて、市域を「郊外部の緑」、「内陸部の緑」、「既成市街地の緑」、「臨海部の緑・海辺」の4つの地域と、それらをつなぐ「河川とその周辺の緑」に大別し、緑と水辺のネットワークの充実に向け、それぞれの地域が目指す緑と水辺の姿を示します。

## 郊外部の緑

まとまりのある緑地が残された地域で、今後も都市活動や生活の安全を支える空間として、森林や農地、谷津田、里山などの一団のまとまった緑を良好に保全し、自然と調和した地域づくりを進めていきます。

## 内陸部の緑

住宅地と緑地が混在する地域で、今後も暮らしに安らぎを生む空間として、公園や雑木林、住宅地などの緑を良好に保全するとともに、さらに緑化することで人と自然とのかかわりを深めながら自然を再生し、身近に緑と水辺に親しめる地域づくりを進めていきます。

## 既成市街地の緑

既存の緑が少ない地域ですが、今後も都市に潤いを生む空間として、街路樹や接道部の緑、まちかどの花壇など、まちなかを緑と花で彩り、良好な景観の形成による潤いある地域づくりを進めていきます。

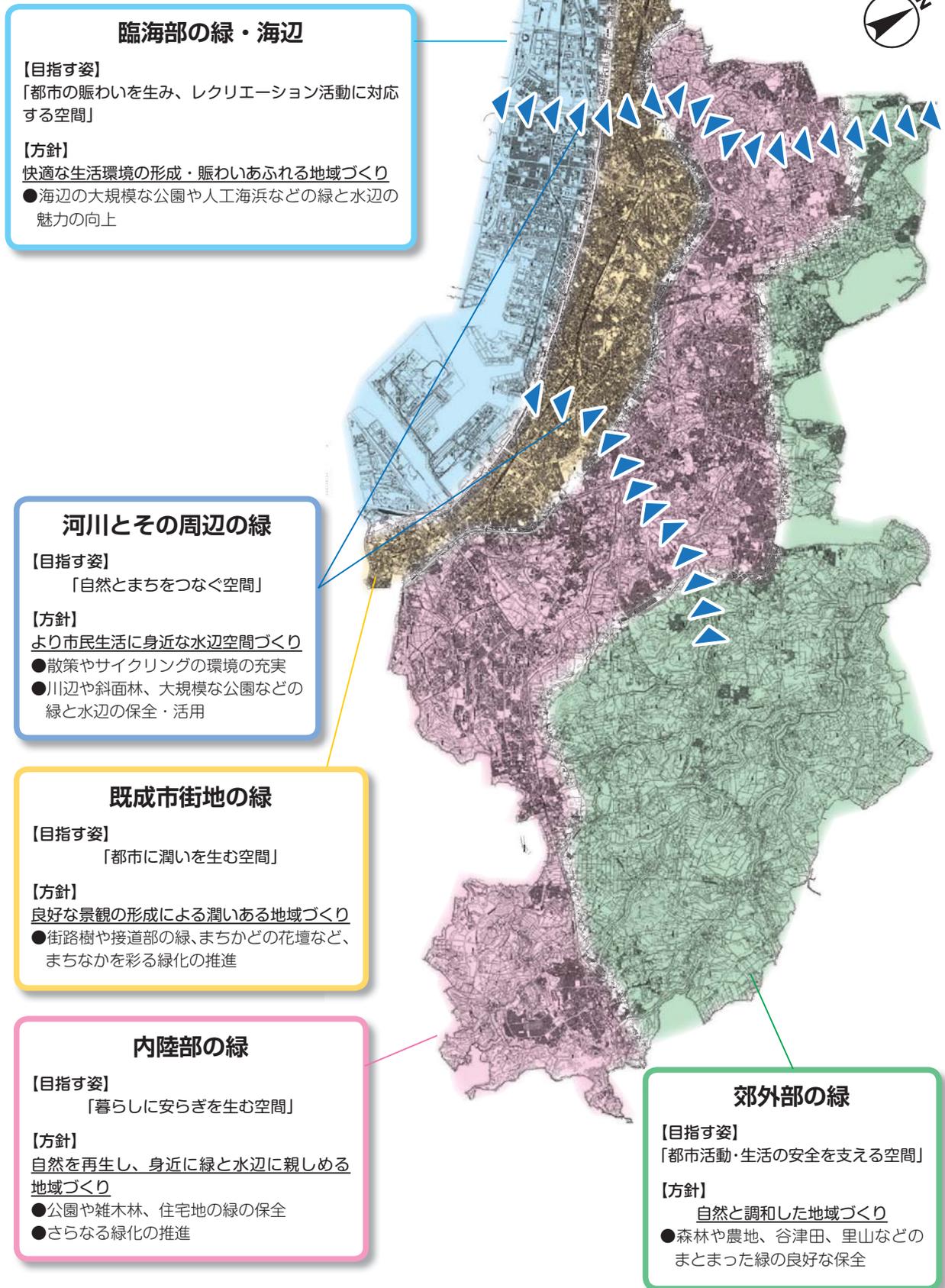
## 臨海部の緑・海辺

緑地等が計画的に配置されている地域で、今後も都市の賑わいを生み、日常・非日常のレクリエーション活動に対応する空間として、海辺の大規模な公園や人工海浜などの緑と水辺の魅力を向上し、快適な生活環境の形成や賑わいあふれる地域づくりを進めていきます。

## 河川とその周辺の緑

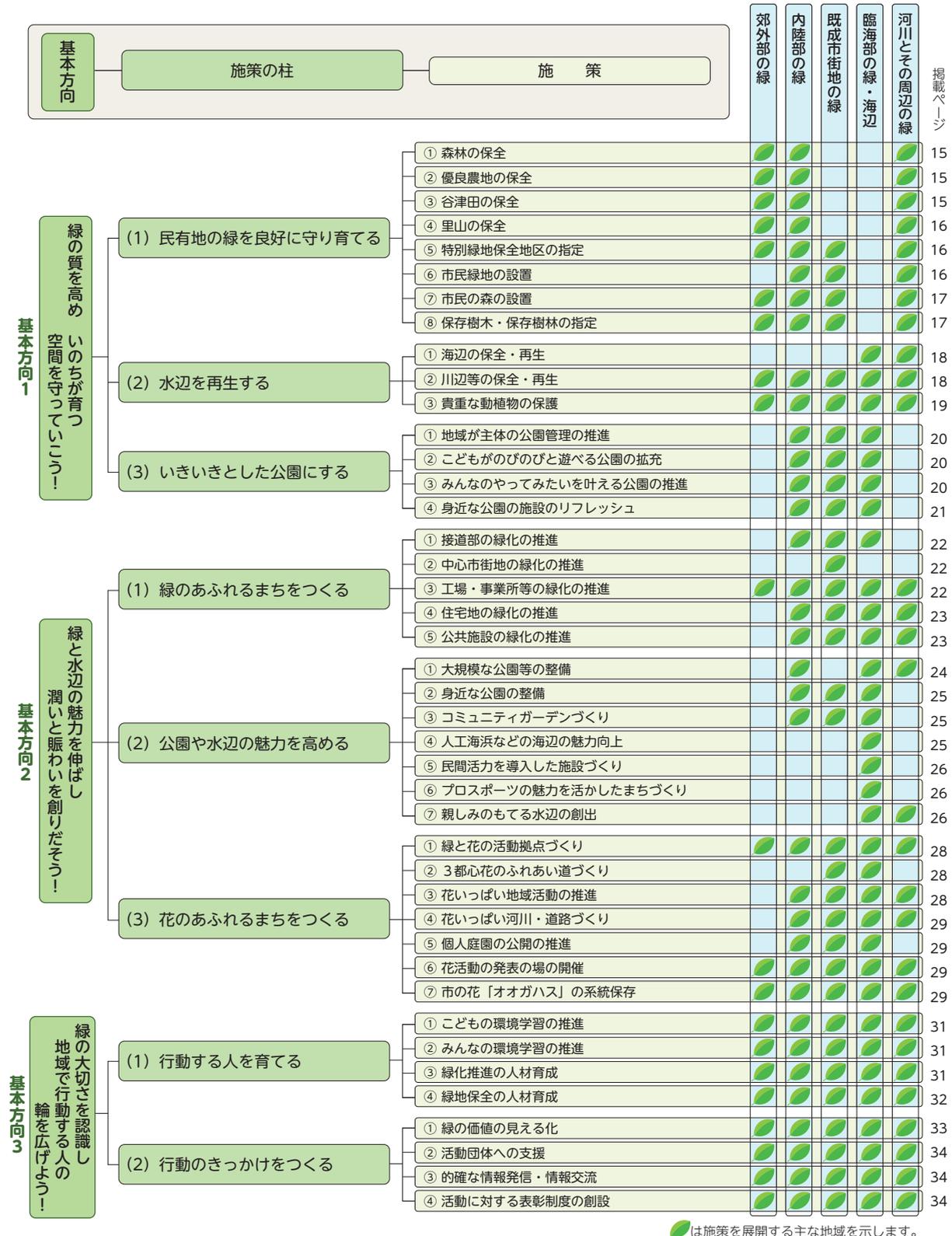
それぞれの地域の顔を合わせ持つ変化に富んだ環境を有する地域で、今後も自然とまちをつなぐ空間として、川辺や斜面林、大規模な公園などの緑と水辺を保全・活用するとともに、より快適に散策やサイクリングができる環境を充実し、より市民生活に身近な水辺空間づくりを進めていきます。

## 緑と水辺の方針図



# 第3章 施策の展開

第3章では、第1章の3つの基本方向や第2章の目指す緑と水辺の姿の実現に向けて展開する主な施策を示します。



●は施策を展開する主な地域を示します。

## 基本方向 1

## 緑の質を高め いのちが育つ空間を守っていこう！

## (1) 民有地の緑を良好に守り育てる

本市の緑の大部分は民有地で占められています。緑の持つ多面的機能を十分に発揮するためには、民有地の緑を守りながら、その質を向上し、緑を再生することが重要です。

そのため、里山や谷津田をはじめとする自然に抱かれた環境やまちなかの緑を、所有者が良好な状態に保全することはもとより、市民等による活動を支援していきます。また、市民や企業による主体的な緑地の保全活動を進めていきます。

## ① 森林の保全

森林の持つ多面的機能を十分に発揮させるためには、適切に整備し、保全することが重要です。

計画的な森林づくりを進めるため、森林所有者が枝打ち・間伐などの作業を計画的かつ合理的に行う森林経営計画制度を普及し、価値ある森林づくりを進めていきます。

## ② 優良農地の保全

農地は、食料の安定供給や、多面的機能の発揮の面からも貴重な財産であるため、将来にわたり保全することが必要です。農地関係法令に基づく適正な管理や、農業生産基盤の整備、農地の集積と作付拡大による農地利用の向上とともに、市民農園としての活用など、耕作放棄地の解消に向けた対策により、優良農地の確保と有効利用を進めていきます。

## ③ 谷津田の保全

千葉市の原風景であり多様な生態系を有する「谷津田の自然」は、水田や畑、雑木林、屋敷林、集落などの様々な要素によって構成されており、多くの野生動植物が生息・生育する環境の拠点になっています。

水田や雑木林等が一体となって、農的な営みと共にはぐくまれてきた谷津田の生物多様性や自然的景観を守るため、所有者・市民団体・市の3者が連携・協力し、田んぼや森づくりなどの保全・再生活動を進めていきます。



田んぼづくり



大草谷津田いきもの里

#### ④ 里山の保全

市民が里山や森林への理解と関心を深めるとともに、里山の有する多面的機能の維持増進を図るため、里山地区の指定を進め、地域住民と都市住民が森林活動をとおして交流を深めながら、里山を守っていきます。



森林ボランティア活動



ひらかの森

#### ⑤ 特別緑地保全地区<sup>3</sup>の指定

市街地やその周辺の樹林地は、良好な景観の形成や微気象<sup>4</sup>の緩和、動植物の生息・生育空間として重要です。

しかし、樹林地は、土地所有者の相続の発生に伴い、宅地などへ転換され、減少を続けています。良好な都市環境を形成するうえで、特に重要な緑地を現状凍結的に保全するため、特別緑地保全地区の指定を推進していきます。



縄文の森特別緑地保全地区



登戸緑町緑地保全地区

#### ⑥ 市民緑地<sup>5</sup>の設置

市街地やその周辺に残された樹林は、減少してきており、貴重になっていますが、所有者の高齢化などにより管理が十分に行き届かない樹林が増えています。

市街地周辺の樹林を良好に保全するとともに、地域の憩いの場として活用するため、保存樹林などの樹林地において、所有者、市民団体、市の3者が連携・協力して維持管理し、市民に公開する市民緑地を増やしていきます。



おゆみの森

3 特別緑地保全地区については、**資料2** p.49 を参照してください。

4 地表面から2メートルくらいまで、あるいは100メートルくらいまでの大気現象のことです。地面の状態によって著しい影響を受けます。

5 市民緑地については、**資料2** p.49 を参照してください。

### ⑦ 市民の森<sup>6</sup> の設置

市街地やその周辺において、自然と身近にふれあえる憩いの場となる市民の森を土地所有者の協力により設置しています。

市民の森がより安全で快適な空間となるよう、下草刈りや間伐など管理の充実に向けた取り組みを進めていきます。

### ⑧ 保存樹木・保存樹林の指定

市域において、屋敷林や鎮守の森などの樹木や一団の樹林地を所有者の協力により保存樹木・保存樹林として指定しています。良好な都市環境を保全し、都市の美観風致を維持するため、引き続き指定していきます。

表1 「民有地の緑を良好に守り育てる」の数値目標

項目	年度	平成 22 年度 (現況)	平成 33 年度 (目標)
森 林 面 積 <sup>※1</sup>		4,501 ha	4,381 ha <sup>※2 ※3</sup>
谷津田の保全面積		39.8 ha	70.0 ha
里山地区の指定		3 か所	6 か所 <sup>※3</sup>
特別緑地保全地区の指定		11 地区	21 地区
特別緑地保全地区面積		51.3 ha	66.3 ha
市民緑地の設置		12 か所	32 か所
市民緑地面積		13.3 ha	33.3ha

※1 地域森林計画対象民有林<sup>7</sup>

※2 現状で推移した場合の推計は 4,361ha

※3 千葉県農業基本計画に基づく数値目標であり、「森林面積」及び「里山地区の指定」の目標年度は平成 32 年度です。



#### まめ知識

### 千葉市の森林の機能を金額に換算すると？ (試算)

日本全体の森林が持つ機能を評価し、金額に換算すると、崖崩れなどの表面浸食を防止する機能、洪水を緩和する機能、レクリエーション機能、二酸化炭素を吸収する機能などで年間約70兆円、1ha当たり280万円になるといわれています。

千葉市の森林について、日本学術会議の算出方法に基づき試算すると、年間約126億円に相当する様々な機能をもたらしてくれています。

(参考文献 日本学術会議答申)

6 市民の森については、**資料2** p.49 を参照してください。

7 森林法に基づき、都道府県知事が森林施策や整備目標を定める、地域森林計画の対象となる国有林以外の森林のことです。

## (2) 水辺を再生する

緑と水辺は、生物の生息・生育の場として多様ないのちを育む大切な空間です。

このいのちの連鎖をより強固なものにするため、花見川や都川など河川沿いの緑を良好に保全するとともに、多様性に富んだ環境を創出するため、水辺の再生に取り組んでいきます。

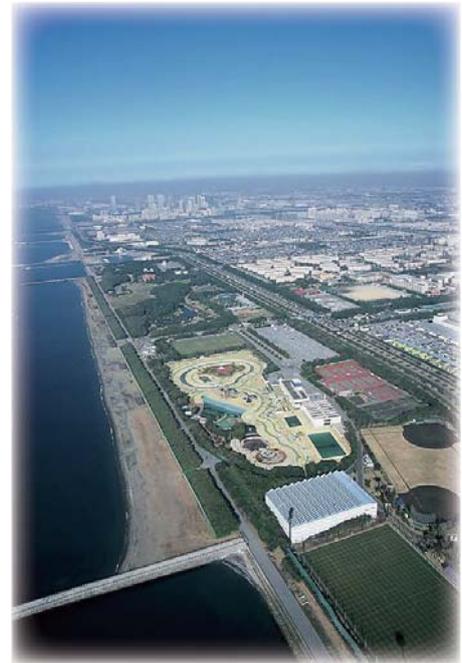
### ① 海辺の保全・再生

海辺は、良好な景観を構成する重要な要素のひとつであり、海辺特有の動植物の生息・生育の場となっています。

本市の海辺の大半は埠頭で占められていますが、工場地帯の緑は海辺景観の向上や騒音、大気汚染の防止などの大切な働きをしています。

また、市民が親しむことのできる人工海浜やその周辺の緑は、景観の向上や防風、防潮などの重要な機能を有しています。

これらの機能を十分に発揮するよう、潮の流れにより浸食されたいなげの浜の養浜やハマヒルガオの植栽、松林など樹林の適正な管理により、本市の原風景である白砂青松の再生などに取り組んでいきます。



いなげの浜と稲毛海浜公園

### ② 川辺等の保全・再生

河川、谷津田等の湿地や湧水地には、水辺特有の動植物が生息・生育しています。

生物とその生息・生育環境や人の利用との関わりを考慮しながら、身近に水辺に親しめる環境を確保します。

このため、環境に配慮した多自然川づくりを進めるとともに、都市部における貴重な水辺空間である排水路や雨水調整池などを利用して、せせらぎやビオトープ<sup>8</sup>など地域にあった川辺等の整備に取り組みます。

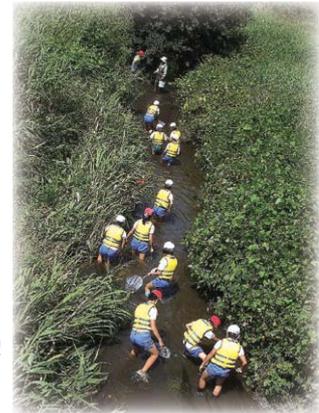


坂月川ビオトープ

8 生命：バイオ (bio) と場所：トポス (topos) の合成語で生物の生息空間のことです。

### ③ 貴重な動植物の保護

生物多様性の保全の観点から、水生生物などの生息・生育状況を把握するとともに、生息・生育の基盤となる多様な環境の保全に取り組み、重要種をはじめとする水辺特有の貴重な動植物の生息・生育地を保全していきます。



坂月川 それいけいきもの探索隊!!



#### まめ知識

### 埋立前の海岸はどんなところだったの？

かつて「袖ヶ浦」と呼ばれ「白砂青松」をうたわれた千葉市の19kmにも及ぶ海岸線は、現在の国道14・357号付近でした。遠浅の海では潮干狩りや海水浴、そして貝や海苔の養殖が盛んに行われていました。

東京から電車で1時間弱という利便性もあって、東京方面などから日帰りの行楽地として賑わいました。



幕張海岸アプローチ（昭和30年頃）



稲毛海岸 海の家

特に、稲毛海岸は千葉県内で最初に海水浴場が開かれた場所で、保養地、避暑地として知られるとともに、美しい海と松林は多くの文人墨客にも愛されました。

また、かつて関東の須磨と讃えられた稲毛海岸の黒松林の一部は、現在の稲毛公園内にあり、松の根が地上1m以上にも露出していて「根上がりの松」と呼ばれ、「日本の名松百選」に選ばれています。



検見川海岸  
遠浅の豊かな海で漁業が盛んでした（昭和40年代）



稲毛公園 根上がりの松

埋立後の海岸線の一部には、日本一の延長（4,320 m）を誇る人工海浜（いなげの浜、検見川の浜、幕張の浜）が整備され、マリンスポーツや海水浴などのスポーツ・レクリエーションの場として多くの人たちに親しまれています。

昭和56年、いなげの浜では原風景を取り戻そうと6千人の市民により6万本の松苗が植えられました。黒松の苗木はすくすく育ち、今では樹高が4mを超える立派な「磯の松原」となり、「日本の白砂青松百選」に選ばれています。

### (3) いきいきとした公園にする

身近な公園がより使いやすい空間として、地域の様々なレクリエーション活動の場となるよう、利用する際のルールを地域で決める取組みを展開するとともに、安全に利用できるよう、公園施設の改修を進めるほか、地域住民が自ら管理運営する公園を増やすなど、よりいきいきとした公園にしていきます。

#### ① 地域が主体の公園管理の推進

身近な公園の中には、自治会や老人クラブなどが草刈や清掃等の管理活動を行うことにより、良好に維持管理されているものが多くあります。

こうした公園では、防犯面や安全面など隅々まで地域の目が行き届くようになり、みんなが安全に安心して心地よく利用できる公園になっています。

身近な公園がよりいっそう地域に親しまれるものとなるよう、地域住民が主体的に管理活動を行う公園を増やしていきます。

#### ② こどもがのびのびと遊べる公園の拡充

こどもたちが自分の責任でのびのびと自由に遊ぶことをとおして社会性や自主性を育み、こどもたちのやってみたいを実現する“プレーパーク”（冒険遊び場）づくりが全国的に広がっています。

市内では「子どもたちの森公園」が常設プレーパークとして開設されており、いろいろな年齢のこどもたちが、ふれあいながら自由に楽しくすごしています。

今後は、既存の公園において、地域の大人がこどもたちを見守り運営するプレーパークを増やしていきます。

また、プレーパークにおいてこどもの興味や関心を引き出し、時にはこどものよき相談相手にもなるプレーリーダーを養成します。

#### ③ みんなのやってみたいを叶える公園の推進

身近な公園は、こどもたちの遊び場として、人々の憩いの場として、また夏祭りなどのイベントの場として利用されていますが、誰もが安心して安全に利用できるように使い方について制限が設けられています。

しかし、公園をもっと地域のニーズに応える楽しい空間とするため、制限をできるだけ少なくし、地域の特性などを踏まえて、公園の利用のルールについて地域で考え、地域で決め、そのルールに基づいて地域で公園を運用する仕組みづくりを行い、バーベキューや朝市など、「やってみたい」が叶う公園を増やしていきます。

#### ④ 身近な公園の施設のリフレッシュ

本市の公園は、高度経済成長期以降の急激な人口増加に伴い、その多くが整備されてきました。開園から30年を超える公園は全体の約30%を占め、平成33年度には約50%となる見込みです。

この間、本市の人口構成は大きく変化し、少子超高齢化を迎える中で、市民ニーズも変化してきていることから、幅広い年齢層の多様なニーズに的確に対応するよう、公園施設の更新を進めていきます。

また、公園を安全に楽しく利用できるよう、公園施設の長寿命化計画に基づき、遊具などの公園施設の計画的な更新（リフレッシュ）を進めていきます。

表2 「いきいきとした公園にする」の数値目標

項目	年度	平成22年度（現況）	平成33年度（目標）
長寿命化計画に基づく遊具の更新		35基	1,000基
管理に市民が関わっている公園		429公園	500公園



#### トピック

### プレーパーク「子どもたちの森公園」

子どもたちが自由にのびのびと遊ぶことをとおして、自主性や社会性を育む場となる“子どもたちの森公園”を開設しています。

この公園は、地域の住民と行政と一緒に考え、一緒につくり、一緒に運営する“プレーパーク”で、平成14年から本格的に検討を始め、平成19年にオープンしました。

この公園で大切にしたいことは、

- ①人との出会いふれあい
  - ②地域で支えてともに育つ
  - ③工夫する楽しさ
  - ④自然の豊かさを体感する
  - ⑤自分の責任で自由に遊ぶ
- です。



子どもたちの森公園は、地域の活動団体「自然遊びわかばの会」と行政の連携・協力により運営されており、これからも多くの子どもたちの居場所、自然豊かな森の中で楽しくのびのびとできる空間として大切にしていきます。

## 基本方向 2

# 緑と水辺の魅力を伸ばし 潤いと賑わいを創りだそう！

## (1) 緑のあふれるまちをつくる

本市は市域の概ね半分が緑に覆われていますが、その多くは郊外の緑です。生活の中でより身近に緑を感じるまち、住み続けたいまちとしていくため、まちなかの緑化を推進し、緑のあふれるまちづくりを進めていきます。

### ① 接道部の緑化の推進

都市景観の向上に貢献する生垣等の接道部の緑化を推進し、緑豊かで住みよい住宅地を形成します。

生垣等は緑視率<sup>9</sup>の向上にも大きく貢献するだけでなく、優れた防災機能も有していることから、新たに接道部緑化の助成制度を創設し、まちなかの緑をさらに増やしていきます。



### ② 中心市街地の緑化の推進

本市の商業、業務、行政機能などの中枢である中心市街地は、密度の高い土地利用がされていることから、緑は少ない状況です。潤いのある都市環境の形成と環境負荷の低減、また、緑視率の向上等を図るため、地区計画<sup>10</sup>による緑化推進策を検討するとともに、新たに屋上壁面緑化の助成制度を創設し、中心市街地の緑を増やしていきます。

### ③ 工場・事業所等の緑化の推進

良好な都市環境の形成を図るため、「千葉市工場等緑化推進要綱」に基づき、工場・事業所等の緑地の確保について引き続き協議し、事業者と市との協定締結により、工場等の緑化を推進します。



全共連幕張研修センター

9 日常生活の実感として捉えられる緑の量をはかる指標で、特定方法で撮影した写真の中に占める緑の割合のことです。国土交通省の社会実験調査によると、緑視率が25%以上となると緑が多いと感じる人の割合が高くなる傾向があるとされています。

10 身近でまとまった範囲を一つの「地区」として、地区単位で住民の皆さんが話し合いをし、この地区をどのようなまちにするかの目標や、具体的な道路・公園等の配置、建ててはいけない建築物、建築物の高さなど、きめ細かい地区独自のまちづくりのルールを、都市計画法に基づき定めるものです。

④ 住宅地の緑化の推進

地域の良好な環境を確保するため、緑化や緑の保全による住みよいまちづくりを市民自らが行う制度であり、本市が全国随一の実績を誇る緑地協定の締結などにより、住宅地の緑化を進めています。

また、夏季における省エネルギーや生活環境の改善などに効果的な、ゴーヤ等のつる植物などによる「緑のカーテン」を普及していきます。



⑤ 公共施設の緑化の推進

公共施設の整備にあたっては、地域コミュニティの醸成や良好な都市景観の形成など、地域環境の向上に資する緑化の取組みを進めています。

また、既存の街路樹について、今後のあり方について研究していきます。



みどりの道（都市計画道路新港横戸町線）の緑化のイメージ

表3 「緑のあふれるまちをつくる」の数値目標

項目	年度	平成 22 年度（現況）	平成 33 年度（目標）
接道部緑化助成		—	2.0 km
屋上壁面緑化助成		—	50 か所
中心市街地の緑視率 (25%以上)		0 か所	10 か所
緑地協定実績		175 地区	197 地区

## (2) 公園や水辺の魅力を高める

公園・緑地は、日常生活や休日におけるレクリエーション活動の場であり、潤いと安らぎなど緑の恩恵を享受できる貴重な空間であるとともに、防災・災害時の減災に寄与し、避難場所や救援活動拠点となるなど、重要な防災機能を有しています。

地域や機能の特性を活かした大規模な公園の整備・改修を進めるとともに、地域バランスに配慮した身近な公園や水辺空間の整備により魅力の向上に取り組み、行ってみたい、遊んでみたい空間を増やしていきます。

### ① 大規模な公園等の整備

本市の大規模な公園等は、地形や位置などの地域特性や歴史的背景などを踏まえ、それぞれの公園が持つべき機能を十分に発揮するよう計画的に配置されており、市民をはじめ多くの人々に、スポーツ・レクリエーションや憩いの場として利用されています。

都市の魅力の向上や快適な都市環境の形成を図るため、整備中の蘇我スポーツ公園や都川水の里公園、花島公園など、大規模な公園の整備を推進していきます。

また、稲毛海浜公園や動物公園等の魅力向上のためのリニューアルなど、老朽化した施設の更新やバリアフリーへの対応などを進めていきます。



蘇我スポーツ公園整備計画図（鳥瞰図）

## ② 身近な公園の整備

身近な公園は、地元に着した公園で、日常生活の中で緑を感じ、触れることができる空間として、また、遊びや健康増進の場として利用されています。

埋立地等の大規模な計画的市街地においてはバランスよく配置されていますが、旧市街地などでは十分ではない地区もあるため、地域バランスを配慮した身近な公園の整備を推進していきます。



## ③ コミュニティガーデンづくり

地域の景観の向上や潤いと豊かさの享受、また出会いと交流の場となる「地域の庭」を創出するため、市街地の遊休地などを活用し、緑と花の地域リーダーなどを中心として、市民がつくり、管理運営するコミュニティガーデンづくりを進めていきます。

## ④ 人工海浜などの海辺の魅力向上

本市の臨海部は、我が国有数の国際港である千葉港に位置し、全長約 42km に及ぶ海岸線は専用埠頭や公共埠頭、人工海浜などで構成されており、様々な用途に活用されています。

日本初の人工海浜であるいなげの浜をはじめ、検見川の浜、幕張の浜は、マリンスポーツやレジャーの場として利用されていますが、賑わいを生む観光資源として、さらに魅力を向上するため、イベントの充実や回遊性を高めるなどの取組みを進めていきます。

また、中央港地区や蘇我地区において港湾緑地や旅客船さん橋などの整備を進め、海辺を楽しめる空間を増やしていきます。



検見川の浜

### ⑤ 民間活力を導入した施設づくり

公園施設などの再整備や改修にあたり、PFI<sup>11</sup>などの民間活力を活かす手法を導入し、効率的な施設運営に努めるとともに、レストランやファーストフード店などの設置や営業時間の延長、また地元産の農産物の直売などを行う“緑の駅”の設置など、便利で賑わいのある空間づくりに向けた検討を進めていきます。

### ⑥ プロスポーツの魅力を活かしたまちづくり

本市には、蘇我スポーツ公園内のフクダ電子アリーナに「ジェフユナイテッド市原・千葉」、幕張海浜公園内のQVCマリンフィールドに「千葉ロッテマリーンズ」の2つのプロスポーツチームが本拠地を置いています。

「わがまち」のチームが地域に根差し、多くの市民が支え、誇りにするホームタウンとして、熱気と躍動感のあふれる魅力ある都市づくりを推進します。

また、市民がスポーツを「する・観る・支える」ことでスポーツが生活に溶け込み、心身の健康と生活の楽しみを享受できる取組みを推進していきます。



ジェフユナイテッド市原・千葉の応援  
(フクダ電子アリーナ)



千葉ロッテマリーンズの応援  
(QVCマリンフィールド)

### ⑦ 親しみのもてる水辺の創出

河川の遊歩道から水辺に近づき、ふれあうことのできる施設や環境に配慮した護岸の整備を進めるとともに、遊水地の上部空間を水辺に親しむ公園として整備するなど、「人と水辺とのふれあい」の場を創出していきます。

11 Private Finance Initiative の略。公共施設等の設計・建設・維持管理・運営の全部又は一部を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のことです。

表4 「公園や水辺の魅力を高める」の数値目標

項目	年度	平成 22 年度 (現況)	平成 33 年度 (目標)
公園・緑地 <sup>※1</sup>		1,159 か所	1,281 か所
公園・緑地面積		968 ha	1,075 ha
大規模な公園 <sup>※2</sup> の利用者数		314 万人	350 万人
アクセス可能な海辺延長の割合		14.5 %	16.1 %
多目的遊水地の面積		—	33.8 ha

※1 「公園・緑地」とは以下のものです。

住区基幹公園、都市基幹公園、特殊公園、広域公園、都市緑地・緑道等  
(都市公園法により管理していないものも含みます。)

※2 表4における大規模な公園とは、以下の公園です。

千葉公園、花鳥公園、動物公園、泉自然公園、昭和の森、稲毛海浜公園、  
蘇我スポーツ公園

【参考】 公園緑地の指標として広く用いられている「市民一人当たり都市公園面積」

について、人口減少社会においては、公園面積が増加しなくても数値が増大  
していくことなどから、本計画においては数値目標として設定しません。

なお、平成 22 年度の本市の「市民一人当たり都市公園面積」は 9.04㎡/人  
であり、平成 33 年度は、本計画を着実に推進することにより 10.1㎡/人とな  
る見込みです。

### (3) 花のあふれるまちをつくる

住みたい、訪れたいまちづくりには、大都市でありながらその半分を覆っている緑をさらに広げるとともに、楽しく華やかな景観づくりが必要です。

本市の温暖な気候を活かして、どこの街角でも四季折々の花が見られるような、花のあふれるまちづくりを進めていきます。

#### ① 緑と花の活動拠点づくり

まちを花で彩る活動の実施にあたり、花苗の配布を中心とした支援を実施してきましたが、より広く活動が展開されるよう、コスト面にも配慮して市民が主体となって種から育てる花づくりを盛んにしていく必要があります。草花を栽培するための施設を公共施設内に設置するなど、花づくりを行う市民の活動拠点を整備し、市民活動を支援していきます。

#### ② 3都心花のふれあい道づくり

3都心（千葉都心、幕張新都心、蘇我副都心）は、市内外から多くの人々が訪れる「本市の顔」です。花が彩りを添える魅力ある良好な空間を創出するよう、各都心の主要駅前メイン通りを舞台に周辺企業や自治会と連携・協力し、訪れて楽しい花のプロムナードづくりを推進していきます。



幕張新都心まちづくり協議会

#### ③ 花いっぱい地域活動の推進

市内では多くの団体が公園の花壇、道路の植栽マスやプランターなどで花のあふれるまちづくりに取り組んでおり、まちに彩りを添え、多くの人々の目を楽しませています。

地域において花による彩りあるまちづくりを実践している「花いっぱい市民活動団体」を支援し、地域による活動の輪をさらに広げ、地域コミュニティの向上や美しいまちづくりを進めていきます。



千葉公園 花の輪

#### ④ 花いっぱい河川・道路づくり

潤いのある良好な都市環境・景観の形成、河川の親水性の向上、魅力ある沿道空間の創出と市民の郷土愛や緑化意識を高めるため、河川沿いのフラワー散歩道や道路沿いのフラワーラインなど、市民との連携・協力により、季節が感じられて楽しむことができる花のあふれる河川・道路空間づくりを推進していきます。



高洲フラワーライン

#### ⑤ 個人庭園の公開の推進

市内には、デザインに優れた美しい花の庭づくりに取り組んでいる人々が増えてきています。

花のあふれるまちづくりに積極的に取り組む市民の意欲向上と、美しい庭を鑑賞することによる緑化意識の向上を図るとともに、人々の交流を盛んにするため、市民に公開している個人庭に関する情報を掲載する「フラワーガーデンマップ」を作成し、最寄り駅から周遊できるコースの設定や、現地を見学するツアーの企画などに取り組んでいきます。



#### ⑥ 花活動の発表の場の開催

花のあふれるまちづくりは市民生活の中に徐々に溶け込んできていますが、活動の意欲をより一層高めるため、引き続き成果の発表の場として花壇コンクールや中央公園コンテナガーデンコンテスト等を開催します。

#### ⑦ 市の花「オオガハス」の系統保存

平成5年に本市の花として制定された「オオガハス」は、昭和26年に東京大学検見川厚生農場（現在の東京大学検見川総合運動場）で故大賀一郎博士が、約2千年前と推定される古代ハスの種子を発掘し、翌年に世界最古の花として発芽・開花させた歴史的価値を有する花です。

この大切な市の花を将来にわたり絶やすことなく、後世に引き継ぐことが必要であることから、千葉公園において系統を保存するために維持・保全するとともに、イベント活動などをおして広く市民に普及していきます。

表5 「花のあふれるまちをつくる」の数値目標

項目	年度	平成 22 年度 (現況)	平成 33 年度 (目標)
緑 と 花 の 活 動 拠 点		6 か所	8 か所
花いっぱい地域活動団体		451 団体	490 団体
花のコンテスト出展団体		73 団体／回	130 団体／回



まめ知識

### 世界に誇る「オオガハス」

「オオガハス」の名称は、発見者で花を開花させた故大賀一郎博士の名にちなむものですが、実は花見川区検見川の地中から古ハスの実を発見したのは、花園中学校3年生の西野真理子さんだったことは、意外と知られていません。

大賀博士の追想によると、昭和26年の発掘作業に従事された人々は、1ヶ月で約2,500人にも上ったと言われ、中でも発掘場所に近接する花園中学校の生徒さんに至っては、午前中は男子、午後は女子と生徒たちも土を掘り、その泥をふるいにかけてそうです。

発掘作業は困難を極め資金も底を尽き、博士が発掘をあきらめかけた30日目の夕方、西野真理子さんがふるいの中から古ハスの実を発見したそうです。

千葉市で発掘され開花した世界に誇るこの「オオガハス」ですが、実は「ニシノハス」だったのかもしれませんが・・・。



**基本方向 3****緑の大切さを認識し 地域で行動する人の輪を広げよう！****(1) 行動する人を育てる**

地域で行動する人を育てるためには、実際に緑に触れ、水辺に親しむことでその大切さを実感することが重要であることから、より多くの人々が体感できる機会を創出することにより、緑と水辺の持つ多面的機能への理解をより深め、自ら考え、行動する人材をはぐくんでいきます。

**① こどもの環境学習の推進**

小学校などを対象に“緑の出張教室”を実施し、緑や水辺の大切さを感じることができるところを増やしていきます。

また、学校教育において、主体的に自然とかわり、よりよい環境づくりや環境保全に配慮した行動をとることができる子どもたちをはぐくむよう取り組んでいきます。

**② みんなの環境学習の推進**

環境に配慮したライフスタイルについての情報発信などをおして、環境に関する学習の機会を提供していきます。

また、より多くの市民が緑と水辺の大切さへの理解を深められるよう、自然観察会を充実するとともに、自治会や子ども会などを対象に“緑の出前講座”を実施していきます。

**③ 緑化推進の人材育成**

地域において緑と花に係る先導的な役割を担う人材として、園芸技術やリーダーの心構えなどを習得する「緑と花の地域リーダー」を育成するとともに、地域リーダーの連携により、花と人のネットワークづくりを進め、活動の輪を広げていきます。

#### ④ 緑地保全の人材育成

市民緑地や一部の谷津田、里山地区は、緑の大切さを理解している多くの市民の活動によって、良好に保全されています。

これらの活動の輪をさらに広げていくため、緑の保全に関する知識や技術の習得を目的とする「緑の学校」の開催等により、保全活動に係るボランティア等を養成し、新しい仲間づくりを支援していきます。

また、生物多様性を保全するための活動を展開している多様な主体が有機的に連携するよう取り組んでいきます。



緑の学校

表6 「行動する人を育てる」の数値目標

項目	年度	平成 22 年度 (現況)	平成 33 年度 (目標)
緑の出張教室開催		—	35 回
緑と花の地域リーダー		127 人	235 人
緑の保全に係る人材育成団体		12 団体	32 団体

※このほか、基本方向1及び2で設定している数値目標項目の多くは、市民、企業、団体、大学等との連携・協力により達成されるものです。



#### まとめ知識

### 「緑のもたらす癒し効果」

皆さんは、緑あふれる森の中で深呼吸すると身も心もリフレッシュすることはありませんか？  
緑は、自然災害等を和らげてくれるだけでなく、私たちの心身にも様々な癒し効果をもたらしてくれています。

「フィトンチッド」と呼ばれる木の香りの成分は、ストレスを和らげ、血圧や脈拍を低下させるなどリフレッシュ効果があります。

また、森の中がいつでも爽やかなのは、悪臭の原因となるものを消毒・脱臭する効果があるからです。

これらの緑の持つ癒しの効果は、遠くまで行かなくても身近な公園や市民緑地、市民の森などの樹林地でも発揮してくれています。

疲れたなと思ったら、身近な緑を散策してみませんか。



園生の森公園

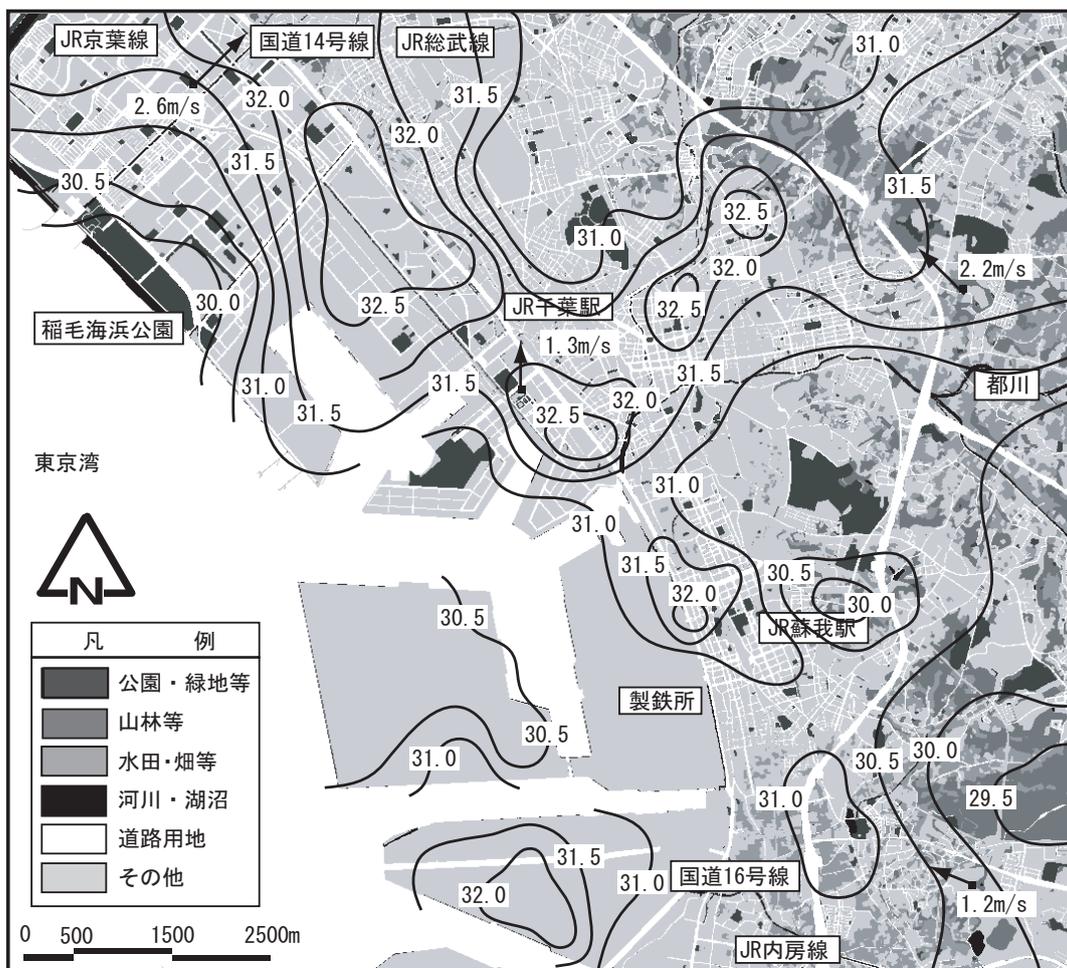
## (2) 行動のきっかけをつくる

電子ツールなどを活用し、行政と市民、市民相互の双方向の情報交流や共有を図り、ボランティア活動のマッチングなどに取り組むとともに、緑地の保全や緑化の推進活動に参加するきっかけとなる新たな活動の場づくりを行うなど、活動を支援する仕組みづくりを進め、行動する人の輪を広げていきます。

### ① 緑の価値の見える化

緑は多様な機能を有していますが、その効果について日常生活において実感することは少ない状況です。緑の大切さを理解するきっかけとして多面的な機能やその効果のうち可能なものについて数値化し、その情報を分かりやすく発信していきます。

また、大学との連携により、身近な緑の効果の測定など、市民が楽しく体験できる機会を創出していきます。



夏季の日中 14 時における等温図 (Yanai et al., 2002 を改変)

- ・等温図は 2001 年 8 月 4 日 14 時の観測データより作成
- ・土地利用図は国土地理院作成の 1994 年の細密数値情報を利用して作成

## ② 活動団体への支援

現在、緑化の推進及び緑地の保全に関わる活動を実践している企業や団体については、その活動が発展するよう、特にフィールドやノウハウの提供などにおいて、引き続き支援していきます。



トラックの森づくり

## ③ 的確な情報発信・情報交流

市民、企業等の活動の輪を広げるため、電子ツールを活用し、時間・場所・内容など緑化の推進や緑地の保全に係る活動の様々な情報を市と市民、企業が共有し、交流するシステムづくりに取り組んでいきます。

また、緑に係る情報を自由に掲示できる緑の掲示板を主要な公園施設などに設置していきます。

## ④ 活動に対する表彰制度の創設

緑地の保全や緑化の推進に係る活動を積極的に実践している市民、団体、企業などの社会的貢献を称え、活動意欲やステータスの向上を図るため、花いっぱい地域活動やフラワーガーデンづくりなど実施している市民や企業などを、緑と水辺のまちづくりの功労者として表彰し、公表する制度を創設していきます。



## トピック

**市民協働の取組み事例（こてはし台調整池の水辺づくり）**

花見川区にある「こてはし台調整池」は、昭和40年代にこてはし台団地の造成に際して、下流の川があふれるのを防ぐためにつくられたもので、管理型調整池であったため人が入ることができませんでした。

そこで、この調整池を「水と親しめる憩いの場」となるように、平成17年に大学・地元自治会・地元小学校・行政の4者で「こてはし台調整池水辺づくり協議会」（以下、協議会）を立ち上げ、散策や自然観察等ができるように調整池内に池や遊歩道を設置し、多自然型調整池へとつくり変えました。

こてはし台調整池の水辺づくりには、地元小学校の児童が「夢の調整池」と題して、想像を膨らませて描いた絵画作品を整備計画に反映させて、大学の助言を得ながら地元と行政で整備手法、安全対策、維持管理方法等の議論を重ねてまとめたものです。

整備に際し、協議会のメンバーが現場に入り、水路づくりや植栽等の人の手でできる範囲の作業を協働で行いました。

計画から完成まで約5年をかけ、平成21年4月に多自然型調整池としてオープンし、多くの市民に水と親しめる憩いの場、環境学習の場等に利用されています。

また、地元では自治会を中心とした維持管理団体「こてはし台調整池水辺を守る会」（以下、守る会）を発足し、快適に利用できるように守る会と行政で役割分担して協働で管理を行っており、大規模な草刈り・清掃作業を年2回協働作業で行っています。



こてはし台調整池



協働作業のようす

緑と水辺は多くの方々に支えられて守られています。  
**あなたも参加してみませんか？**

緑と水辺に関連する多様な主体と行政の連携・協力事業

名 称	面積 [ha]	場 所	市 担 当 課	問合せ 電話番号	掲載 ページ
谷津田等の保全区域					
加曾利（坂月川ビオトープ）	0.5	若葉区小倉町	環境保全課 自然保護対策室	245-5195	p.15 p.50
大草谷津田いきもの里	26.0	若葉区大草町他			
昭和の森（小山地区の活動協定区域）	0.6	緑区小山町			
里山地区					
いずみの森	2.8	若葉区富田町	農業経営支援課 都市農村交流室	228-6275	p.16 p.50
ひらかの森	2.2	緑区平川町			
おぐらの森	5.0	若葉区小倉町			
市民緑地					
小倉自然の森	1.1	若葉区小倉町	緑政課 緑地保全係	245-5776	p.16 p.49
おゆみ野の森	3.1	緑区おゆみ野中央3丁目			
仁戸名南市民緑地	1.7	中央区仁戸名町			
仁戸名月の木市民緑地	0.4	中央区仁戸名町			
小倉そよ風の森	0.4	若葉区小倉町			
さくらぎの森	0.7	若葉区桜木北3丁目			
貝塚憩の森	1.3	若葉区貝塚町			
矢作台自然緑地	0.6	中央区矢作町			
櫛の森	0.1	稲毛区山王町			
若松みんなの森	0.1	若葉区若松町			
源四季の森	4.1	若葉区源町			
若葉の森	0.4	稲毛区長沼町			
大宮北の森	0.7	若葉区大宮町			
作新さざなみの森	0.7	花見川区長作町			
大宮の森	2.9	若葉区大宮町			
小倉の森	0.8	若葉区小倉町			
大規模な公園					
都川水の里公園再生ボランティア	2.2	若葉区大宮町	公園建設課 大規模公園整備班	245-5781	p.26
花島公園緑園づくりボランティア	5.0	花見川区花島町			p.24
千葉公園花の輪	-	中央区弁天3丁目	中央・稲毛公園 緑地事務所	251-5103	-
千葉公園ボランティア					
花島はなの会（花島公園）	-	花見川区花島町	花見川公園緑地事務所	286-8740	-
花うさぎの会（昭和の森）	-	緑区土気町	緑公園緑地事務所	294-2884	-
昭和の森ビオトープの会					
稲毛海浜公園ひまわりの会	-	美浜区高浜7丁目	美浜公園緑地事務所	279-8440	-
稲毛海浜公園樹木管理ボランティア					

## 緑と水辺に関連する行政主体の人材育成事業

名 称	開催頻度・時期の目安	市 担 当 課	問合せ 電話番号	掲載 ページ
森林ボランティア技術研修会	2回/年(夏・冬)開催	農業経営支援課 都市農村交流室	228-6275	—
林業体験教室	1回/年開催			—
自然保護ボランティア育成講座	6回(連続講座)/年開催	環境保全課 自然保護対策室	245-5195	—
緑の学校	6回(連続講座)/年開催	緑政課 緑地保全係	245-5776	p.32
緑と花の地域リーダー養成講座	20回(連続講座)/2年間	緑政課 緑と花の推進室	245-5775	p.31

## 自然観察会

名称	観察場所	開催頻度・時期の目安	市担当課	問合せ 電話番号	掲載 ページ
大草谷津田いきもの里 自然観察会	若葉区大草町	毎月第1・第3日曜日	環境保全課 自然保護対策室	245-5195	—
ふれあい自然観察会	好適地	年4回(春・夏・秋・冬 各1回)			—
昭和の森自然観察会	緑区土気町	毎月第2日曜日	緑公園緑地事務所	294-2884	—
泉自然公園における自然観察会 (名称は開催回により異なります)	若葉区野呂町	概ね2回/月	若葉公園緑地事務所	228-0080	—
植物観察会	中央区青葉町他 (中央博物館生態園等)	年1回(夏)	教育委員会 指導課	245-5935	—

ここでは、主な事業等を掲載していますが、この他にも、緑と水辺の保全、創出活動に自主的に取り組んでいる団体などがあります。

ボランティア情報については、千葉市のボランティア情報検索サイト [ちほほら](#) [検索](#) をご活用ください。

(市民自治推進課 245-5664)

※ 平成24年3月現在(予定含む)の事業を掲載しています。

※ 事業や担当課は変更・廃止となる場合があります。

※ 電話番号の市外局番は「043」です。

# 第4章 緑地等の確保目標

第4章では、第3章の施策を推進することにより、将来確保すべき緑地等の目標を示します。

ここでは、今後市民等との連携・協力により確保する緑地や市域面積に対する割合などを、確保目標として示すとともに、市民が本市の緑をどのように感じているかを量る市民実感の目標を設定します。

まず、日常生活の中で目にし、ふれる機会の多い市街化区域内の緑地とその割合を「市街化区域内の緑地の確保目標」とします。市街地において担保性の高い緑地をさらに増やしていくことを目標とします。

次に、都市がどれくらい緑に覆われているのかを示す指標として、市域全域における緑被地の割合を「緑被地の確保目標」とします。市域において緑被地の面積を維持し、長期的には増やしていくことを目標とします。

さらに、市民アンケートを基に市民の実感を量る指標として、「市内の花や緑は豊かだと感じている市民の割合」を目標として設定します。多様な主体との連携・協力の輪を広げ、豊かだと感じる市民がさらに増えることを目標とします。

また、同様に「身近な水辺に親しみを感じている市民の割合」を設定し、身近に親しめる水辺の整備や活用により、親しみを感じる市民がさらに増えることを目標とします。

表7 市街化区域内の緑地の確保目標

項目 \ 年度	平成 22 年度 (現況)	平成 33 年度 (目標)	概ね 50 年後
市街化区域内の緑地の確保目標	1,330 ha 10.3 %	1,410 ha 11.0 %	さらに増

※ここでいう緑地とは、次のものです。

都市公園・都市緑地、「ポートパーク」など公園に準じる公共施設、市民の森、特別緑地保全地区、市民緑地、生産緑地、保安林、保存樹林及び工場等緑化協定、緑地協定地区内の緑化地など

表8 緑被地の確保目標

項目 \ 年度	平成 21 年度 (現況)	平成 33 年度 (目標)	概ね 50 年後
緑被地の確保目標	13,168 ha 48.4 %	現状維持	5 割以上

※ここでいう緑被地とは、次のものです。

樹林地（住宅地や公園などの樹木で覆われた土地、山林等）、草地（住宅地や公園などの灌木地や草地）及び耕作地（水田、畑、果樹園等）

表9 市民実感の目標

項目 \ 年度	平成 21 年度 (現況)	平成 33 年度 (目標)	概ね 50 年後
市内の花や緑は豊かだと感じている市民の割合	62.3 %	7 割以上	8 割以上
身近な水辺に親しみを感じている市民の割合	36.4 %	4 割以上	6 割以上

※平成 21 年度現況値：市民 1 万人のまちづくりアンケートにおいて、「そう思う」または「どちらかというと思う」と回答した市民の割合

# 第5章 計画の推進

第5章では、本計画の推進にあたり、特に留意すべき事項を示します。

## 1 計画の推進

本計画は、今後10年間の本市の緑と水辺のまちづくりの基本方針となる計画で、目指す緑と水辺の姿の実現に向けた施策展開の基本的な方向性を示しています。

快適で良好な緑と水辺の環境を維持・向上するためには、行政の取組みとあわせ、市民、企業、団体、大学など多様な主体のより一層の参画と連携が不可欠です。

目標の実現に向け、みんなで一丸となって取り組みましょう。

## 2 計画の進行管理

本計画を着実に推進するため、PDCAサイクル<sup>12</sup>の考え方に沿い、計画期間の概ね中間年次に第4章の「緑地等の確保目標」の状況を把握し、社会経済情勢や施策の進捗状況により、必要に応じて、計画内容を見直していきます。

また、第3章の「数値目標」については、ホームページなどで進捗状況を公表していきます。

12 Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）を順に実施する管理手法のことです。

## 緑あふれるまちづくりに向けて

緑という思い浮かべる記憶は、幼い頃、森の中で秘密基地を作って遊んだり、大きな木に登って遠くを眺めたり、楽しい思い出ばかりです。こんな豊かな自然が今なお身近に広がっていることが、千葉市の魅力だと感じています。そして、この恵まれた環境を未来のこどもたちに引き継いでいくことが、わたしたちの役割であると考えています。



豊かに実るといいな



苗木もみんなも大きくなりますように

家から学校や駅、職場までの道すがら、周りを少し見渡してみましょう。近所の家の庭先、歩道や公園などいろいろなところに緑があることに気づくと思います。そして、それらの緑を守るため人々が汗をかいている姿を目にする機会もあると思います。緑を意識して歩いてみるときっと何か新しい発見があるでしょう。

緑に関心を持つこと、それが自然を大切にする第一歩です。まちかどですてきな花壇を見かけたら、あなたも花を植えてみてはいかがでしょうか。そんな一人ひとりの活動が少しずつ広がって、人々に絆が生まれ、やがて、緑や花のあふれるまちになっていくことでしょう。

この計画を一人でも多くの人と共有し、かけがえない緑と水辺を次の世代につないでいけるように、みんなで力を合わせましょう。



みんなで力を合わせて！

平成24年3月

千葉市長 熊谷 俊人



# 資料

## 資料 1 計画の体系

### 1 計画策定の背景と目的

緑は、都市環境負荷の低減や水源のかん養、災害時における減災効果、生物多様性の保全、景観の向上、レクリエーション活動の場、また生活に潤いと安らぎをもたらすなど多様な機能を有しています。

本市は、豊かな緑と清らかな水辺のまちづくりを市民みんなで実現するための誓いとして昭和59年に「緑と水辺の都市宣言」を行いました。

#### 緑と水辺の都市宣言 < 宣言文 >

私たちは、生命をはぐくみ文化を支える緑と水辺に恵まれた美しい環境のなかに住みたいと願う。

千葉市は、東京湾の水辺と下総台地に広がる豊かな緑に囲まれ、縄文の昔から、恵まれた自然環境のなかで、健やかで活力に満ちた生活が営まれてきた。

私たちは、この千葉市に住むことを誇りとし、都市づくりの総べてにわたって、自然との調和を求めつつ、この緑と水辺を千葉市の個性にまで高め、これを次代に引き継ぎたいと思う。

このため、市民の総力をあげて、豊かな緑ときれいな水辺の都市づくりをすすめることを誓い、ここに、私たちの郷土千葉市を「緑と水辺の都市」とすることを宣言する。

昭和 59 年 10 月 20 日

この宣言の理念に基づきまちづくりを進めてきた結果、首都圏の大都市として発展を続ける中においても市域の概ね半分が緑に覆われる恵まれた環境を形成しています。

健やかで安全・安心な生活を送るうえで緑は必要不可欠なものであり、緑地の保全や緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成9年に「千葉市緑と水辺の基本計画」を策定し、これまでに様々な施策を展開してきました。

しかし、計画策定から14年が経過し、人口減少社会の到来をはじめとする社会経済情勢の変化や、地球環境問題の深刻化など社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

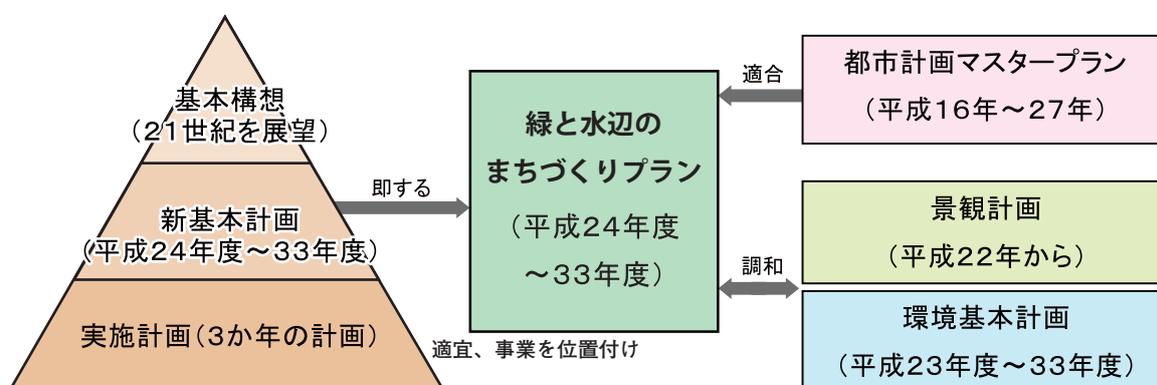
このような状況の変化に的確に対応するため、量的拡大から質的向上への転換を基調とし、多様な主体の協力と連携によるまちづくりを推進するため、新たな緑と水辺の基本計画を策定することとしました。

## 2 計画の位置付け

「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条により、緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する法定計画として策定するものです。

本計画は、基本構想に即し、都市計画法第18条の2第1項の規定による都市計画に関する基本的な方針に適合するとともに、環境基本計画や景観計画との調和が保たれなければならないとされています。

このように「緑の基本計画」は様々な施策を包含し、緑に関する総合計画として位置付けられており、今後展開される緑地の保全及び緑化の推進に係る施策の指針となるものです。



## 3 計画期間

計画の期間は、千葉市新基本計画との整合を図り、平成24年度～平成33年度（目標年次）とします。

## 4 対象区域

計画対象区域は、千葉市新基本計画等に基づき、以下のとおりとします。

表10 対象区域

計画対象区域	面積
千葉市全域 (千葉都市計画区域)	27,208 ha

## 5 人口の見通し

千葉市の将来人口は、千葉市新基本計画に基づき、以下のとおりとします。

表 1 1 人口の見通し

年次	平成 23 年 <sup>※1</sup>	平成 24 年	平成 27 年 <sup>※2</sup>	平成 33 年
人口	962,707 人	966,000 人	972,000 人	961,000 人

※1 平成 23 年は、4 月 1 日現在の推計人口

※2 平成 27 年は、本市の人口がピークを迎える年であると推計されることから参考値として記載

## 6 市街化区域の面積

市街化区域面積は、以下のとおりとします。

表 1 2 市街化区域の面積

年度	平成 22 年度	平成 33 年度 <sup>※</sup>
市街化区域面積	12,881 ha	12,881 ha

※「千葉都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（平成 19 年 3 月千葉県策定）において平成 27 年の本市の市街化区域の概ねの規模を 12,881ha と想定していることから、本計画では、現状で推移するものと仮定し、平成 33 年度の市街化区域面積を 12,881ha とします。

## 資料 2 緑と水辺の現状

### 1 緑と水辺の特性

千葉市の地勢は大きく台地、低地、埋立地の3つに分けられます。

北部・東部の広大な下総台地には畑や樹林地が広がっており、住宅地などの形成に伴い緑は蚕食されましたが、特に東部では今でも多くの緑地が残されています。

西部の海岸沿いは、広大な埋立地で、主に商業、業務、住宅地として利用されています。計画的に公園・緑地、街路樹が配置され、緑豊かな環境が形成されています。また、海際には大規模な公園と一体となった、いなげの浜などの人工海浜が整備され、海にふれあうことができます。

中央部には低地が広がっており、古くから市街地が形成され、発展を続けています。市街地の拡大に伴い緑は減少しましたが、崖線に残された斜面林などは比較的緑の少ない市街地において貴重なものとなっています。

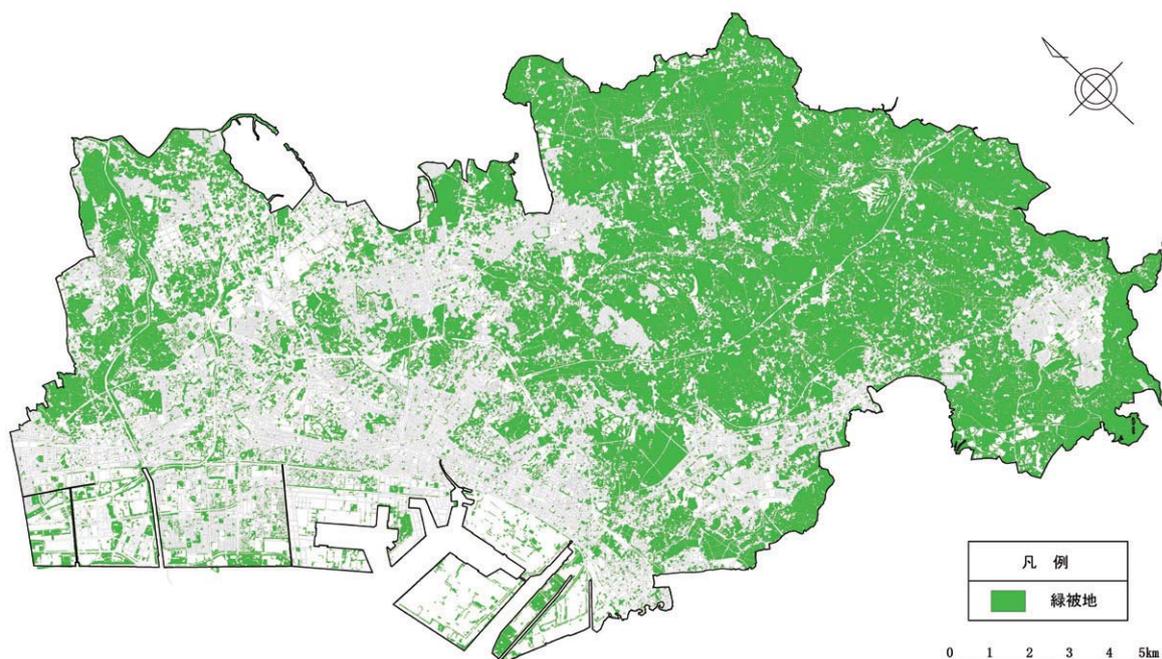
### 2 緑被地の状況

千葉市の緑被地（樹林地、草地、耕作地）の面積（平成21年現在）は、約13,168haで、市域面積に占める緑被地面積の割合は、約48.4%です。平成5年の緑被地面積は、約13,400ha、割合は約49.2%であり、この16年間に面積で約232ha、割合で約0.8%減少しました。

表 13 緑被地の状況

		単位	緑被地			裸地	水面	その他		
			樹林地	草地	耕作地					
千葉市	面積	27,208	ha	13,168	6,896	2,101	4,171	609	129	13,302
	率（市全域）		%	48.4	25.3	7.7	15.3	2.2	0.5	48.9
	率（緑被地）		%	100.0	52.4	16.0	31.7	—	—	—

※平成22年度千葉市緑被等調査



### 3 公有地の緑

#### (1) 公園緑地

「都市公園法」に基づき設置、管理される都市施設として本市には市立及び県立の都市公園が994か所、約867.2ha（平成23年3月31日現在）あるほか、港湾法に基づく千葉ポートパークなど、公園に準じた緑地もあります。

主な公園緑地は表14のとおりです。

表14 主な公園緑地

公園種別	名 称	所在区	面積 (ha)	備考
地区	みなと公園	中央区	3.38	
地区	真砂中央公園	美浜区	3.14	
地区	泉谷公園	緑 区	7.00	
地区	有吉公園	緑 区	4.69	
地区	穴川中央公園	稲毛区	3.14	
地区	大野台中央公園	緑 区	6.18	
地区	創造の杜	緑 区	9.15	
地区	加曽利じゅん菜池公園	若葉区	3.83	
地区	宮野木中央公園	稲毛区	3.00	
地区	丹後堰公園	中央区	3.51	
運動	千葉市蘇我スポーツ公園	中央区	18.22	整備中
運動	千葉県スポーツセンター	稲毛区	42.69	県立
総合	千葉公園	中央区	16.13	
総合	昭和の森	緑 区	95.78	
総合	稲毛海浜公園	美浜区	83.09	
総合	花島公園	花見川区	13.69	整備中
総合	都川水の里公園	若葉区	2.10	整備中
総合	大百池公園	緑 区	10.68	
風致	稲毛公園	稲毛区	3.37	
風致	泉自然公園	若葉区	42.48	
風致	あすみが丘水辺の郷公園	緑 区	7.26	
動植物	千葉市都市緑化植物園	中央区	3.41	
動植物	千葉市動物公園	若葉区	33.97	
歴史	加曽利貝塚公園	若葉区	5.01	
歴史	犢橋貝塚公園	花見川区	3.50	
広域	青葉の森公園	中央区	53.70	県立
広域	幕張海浜公園	美浜区	68.41	県立
	千葉ポートパーク	中央区	28.30	県立（臨港公園）

#### (2) 道路の緑

千葉市の街路樹は、高木47,678本が植栽（平成23年3月31日現在）されています。イチョウやマテバシイ、ハナミズキ、サクラが多く、花や紅葉など、季節を感じることができます。

### (3) 河川・海岸の緑

千葉市には花見川や都川など、13の河川があり、その河川沿いには多くの緑が残されています。都川と支川都川の合流部において親水公園の整備を進めているほか、坂月川沿いなどではビオトープが整備されています。

また、千葉市は東京湾に面する全長約42kmの海岸線を有しており、そのうちいなげの浜、検見川の浜、幕張の浜などからなる人工海浜が4.9km整備され、レクリエーションの場として活用されています。いなげの浜、幕張の浜には千葉市の原風景である白砂青松の海岸を再現するために松林がつくられ、景観、防砂など多様な機能を発揮しています。

### (4) その他の公共公益施設の緑化

庁舎や学校、文化施設や福祉施設などの公共公益施設は、市内に多く存在しており、それぞれの地域の緑化の推進に貢献するよう、特に接道部の緑化に努めています。

## 4 民有地の緑

### (1) 土地利用別の緑

#### ① 森林、農地

本市の豊かな緑の多くは、郊外に広がる森林や農地で構成されています。農地の保全施策を講じるとともに、森林ボランティアの育成などに取り組んでいますが、その面積は減少する傾向にあります。

#### ② 住宅地の緑

高度経済成長期に面的に整備された中高層住宅や戸建ての住宅団地は、芝生地や沿道の緑、街路樹などが整備・保全されており、緑地協定の締結等により緑化に努めるなど、緑は比較的多い状況です。

また、高度経済成長期より前に形成された住宅地では、住宅が密集し、敷地面積が小さな宅地が見られ、ブロック塀が多いことなどから、住宅地の緑は比較的少ない状況です。

#### ③ 商業地の緑

商店街や商業ビル等が多く存在しており、主な緑は、駅前広場や街路樹、小規模公園で、緑は少ない状況です。

#### ④ 工場・事業所の緑

大規模な工場や事業所では緑化協定を締結し、敷地内の緑化を実施しているところも多く見られます。しかし、中小規模の工場等の緑は少ない状況です。

## (2) 緑の保全

### ① 特別緑地保全地区

特別緑地保全地区は、「都市緑地法」に基づき、市街地及びその周辺の樹林地、草地、水辺等の優れた自然環境を有する緑地を指定し、行為規制により環境を保全する制度です。本市では 11 地区、約 51.3ha を指定（平成 23 年 3 月 31 日現在）しています。

### ② 近郊緑地保全区域

近郊緑地保全区域は、「首都圏近郊緑地保全法」に基づき、首都圏の秩序ある発展を図りながら、良好な自然環境を保全するため、一団の緑地を指定する制度です。

本市では若葉区と緑区にまたがる約 734ha が“東千葉近郊緑地保全区域”に指定され、そのうち特に自然環境に優れた地区 61.3ha が、行為規制により環境を保全する“東千葉近郊緑地特別保全地区”として指定されています。また、そのうち約 3分の2を泉自然公園として供用しています。

### ③ 市民緑地

市民緑地は、「都市緑地法」に基づき、良好な都市環境の形成を図るため、土地所有者と本市が契約を結び、市民に公開し、利用に供することができる緑地等を設置・管理する制度です。

本市ではさらに所有者・市民団体・市の三者で協定を結び、市民団体が維持管理活動を行う独自の市民緑地運営を展開しており、12 か所、約 13.3ha で活動（平成 23 年 3 月 31 日現在）しています。

### ④ 生産緑地

生産緑地は、「生産緑地法」に基づき、市街化区域内農地の計画的保全による良好な都市環境の形成を図るために指定するものです。本市では 488 地区、面積約 113.67ha を指定（平成 23 年 3 月 31 日現在）しています。

### ⑤ 保存樹木・保存樹林

保存樹木・保存樹林は、「緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例」に基づき、良好な都市環境の保全と都市の美観風致の維持を図るために指定するものです。所有者のご協力により、616 本の保存樹木、約 246.8ha の保存樹林を指定（平成 23 年 3 月 31 日現在）しています。

### ⑥ 市民の森

市民の森は、「千葉市市民の森設置事業実施要綱」に基づき、自然環境の保全を図るとともに、市民に自然の恩恵を十分に享受できる憩いの場を提供するために設置するものです。所有者のご協力をいただき、13 か所、約 31.9ha の市民の森を設置（平成 23 年 3 月 31 日現在）しています。

### ⑦ 保安林

保安林は、「森林法」に基づき、森林の持つ公益的機能を活かすため、伐採の制限によって市民生活の安全と環境の保全を図る制度です。市内では埋立前の海岸線（現在の国道14・357号）沿いの斜面林など約7.6haが指定（平成23年3月31日現在）されています。

### ⑧ 谷津田の保全

本市の原風景であり、多様な生態系を有する“谷津田の自然”の保全を推進するため、保全対象とする25地区について、「千葉市谷津田の自然の保全に関する要綱」等により対策を進めています。その中の15地区において要綱に基づき保全地区を指定（平成23年3月31日現在）し、保全協定の締結を行っています。

また、平成18年5月には谷津田保全のモデル事業である“大草谷津田いきものの里”を開設し、市民とともに管理運営を行っています。

### ⑨ 里山の保全

本市では、身近な森林の保全さらには地域住民と都市住民の参加による多様な森林活動とおした交流の場づくりを推進するため、“里山地区”を指定しています。平成13年に指定した“いずみの森”をはじめ、“ひらかの森”、“おぐらの森”の3地区を指定（平成23年3月31日現在）し、里山の保全を推進しています。

## (3) 緑化の推進

### ① 花のあふれるまちづくりの推進

本市は、従前から都市景観の向上と緑化意識の高揚を図るため“花のあふれるまちづくり”を推進してきましたが、さらに強力的に推進するため、平成15年2月に、四季折々のいろいろな花を楽しむことができる自然環境を有する本市の特性を活かす「花のあふれるまちづくり取り組み方針」を市民の皆さんとともに策定しました。

“四季折々の花があふれる協働のまちづくり”を施策展開のコンセプトとし、市民活動、学校活動、人材育成の場など場面・分野ごとに取り組みを進めています。

### ② 緑地協定

緑地協定は、「都市緑地法」に基づき、地域の良好な環境を確保するため、地域住民が緑化や緑の保全に関するルールをつくり、協定を締結することにより住みよいまちづくりを自らが行う制度です。本市の緑地協定の認可実績数は175件、615.5haで、協定実績数・面積ともに全国随一の規模（平成23年3月31日現在）を誇っています。

### ③ 緑化協定

緑化協定は、「千葉市工場等緑化推進要綱」に基づき、良好な都市環境の形成を図るために、敷地面積 500㎡以上の工場、事業所、事務所等を対象として、その緑化について、事業主と市が協定を締結するもので、締結実績数は 1,015 件、緑化計画面積は、292.5ha（平成 23 年 3 月 31 日現在）となっています。

### ④ 宅地開発に伴う緑化指導

本市では、「千葉市宅地開発指導要綱」に基づき、宅地開発面積 500㎡以上または住宅の戸数 20 戸以上を対象に、戸建住宅では 1 宅地につき高木 4 本以上、中高層等の集合住宅では敷地面積の 10%以上の緑地を確保するよう指導しています。

### 資料3 緑と水辺の課題

平成21年度に実施した「市民1万人のまちづくりアンケート」によると、市内の花や緑は豊かだと感じている市民の割合は、「そう思う」「どちらかというと思う」を合わせると約62.3%と高い状況であり、概ね半数にあたる約45.6%が身近な公園に満足していると回答しています。

しかし、日頃、自宅や地域で花づくりや植樹などの緑化活動を行っている市民の割合は約37.7%、この1年間に美化・環境保全活動をしたことがある市民の割合は、約22.9%となっており、自ら緑地の保全や緑化活動等を行っている市民は比較的少ない状況です。その原因の一つとして、緑の総量は多いものの、身近に感じられる緑が少ないことが挙げられます。生活実感として緑を身近に感じてもらうために特に市街地内の緑の量を確保するとともに、今ある緑の質を高めることが必要です。

また、緑を増やし、良好に保全するためには行政と市民、団体、企業、大学などが連携・協力して取り組むことが必要です。ここでは、緑と水辺の重要な課題について述べます。

## 1 地域別の課題

ここでは、緑の持つ地域特性などを踏まえて、市域を「郊外部の緑」、「内陸部の緑」、「既成市街地の緑」、「臨海部の緑・海辺」の4つの地域と、それらをつなぐ「河川とその周辺の緑」に大別し、それぞれの地域ごとの緑と水辺の課題について示します。

### (1) 郊外部の緑

市の北部・東部の内陸部に位置する地域で、広大な下総台地には、まとまりのある樹林地や農地が今も残されています。この地域のほとんどは市街化調整区域であり、開発圧力の低い地域ですが、首都圏の大都市においてこれほどまとまりのある緑が残されてきたことは、自然との調和を求めつつ、緑と水辺を千葉市の個性にまで高めるといふ本市のまちづくりの取組みの成果であり、大切な財産です。

この地域のまとまった緑地は、多様な動植物の生息・生育、地下水のかん養、洪水の調節、また、都市環境負荷の低減など都市活動や生活の安全を支える多様な機能を有しており、今後もこの緑地の持つ機能を十分に発揮し続けられるよう良好に保全することが必要です。

## (2) 内陸部の緑

本市の中央部に広がる地域で、市街化区域と市街化調整区域が混在しています。高度経済成長期の大規模住宅団地等の住宅開発や工場の集積などにより、緑地は蚕食されましたが、市街化調整区域では農地などの緑地が残されています。

住宅地と緑地が近接しており、公園はもとより、市民緑地や市民の森、保存樹林などは身近に自然を感じ、日常生活の中で市民が憩える空間として活用されています。

このように、残されてきた緑と水辺は貴重なものですが、管理が十分に行き届かない緑地等も散見されることから、質を高める取組みを展開し、自然を再生することが重要です。

また、従来と比較すると開発圧力は低くなりましたが、地理的条件が充実した区域などは緑が失われる可能性があることから、特別緑地保全地区などの法制度により緑地の保全を強化するとともに、宅地化される場合には生活環境の向上のため緑化を推進することが必要です。

## (3) 既成市街地の緑

埋立前の海岸線に沿う地域で、古くから本市の経済・産業・行政・文化の中核的な役割を果たしており、商業、業務、住宅として土地利用されています。

また、高密度に住宅等が建ち並んでいるため、緑地は少ない状態です。このことから、生活環境や都市景観の向上を図るため、既成市街地においては接道部、屋上などの民有地の緑化や小さなスペースを活かしたまちかどの花壇づくりなどにより緑を確保することが必要です。

## (4) 臨海部の緑・海辺

臨海部の埋立によりつくられた地域で、業務地や住宅地が集積しています。

公園緑地や街路樹が計画的に配置され、良好な景観を形成するとともに、市民の憩いの場として親しまれています。快適な生活環境を確保するため、既存の緑の質を高め、より親しめる空間とする必要があります。

また、人工海浜の回遊性を高めるなどして魅力を高め、様々なスポーツやレクリエーションに対応する賑わいのある空間にしていくことが重要です。

## (5) 河川とその周辺の緑

郊外部の緑、内陸部の緑、既成市街地の緑、臨海部の緑・海辺の4つの地域をつなぐ都川や花見川沿いの緑は、それぞれの地域の緑の全ての顔を合わせ持つ変化に富んだ環境を有しています。

郊外部では自然環境にとけ込んだ水辺の様相を呈し、河口に近づくにつれてコンクリートなどの護岸を擁する都市的な水辺となっています。

自然とまちをつなぐこれらの空間を、市民生活により身近なものとするため、地域特性に配慮した親水性の向上や自然護岸の整備、また散策やサイクリングの環境の充実などが必要です。

---

## 2 公有地の緑の課題

本市では、公園緑地の整備のほか、公共公益施設における緑化を進めてきました。その結果、市全域では一定量を確保していますが、市街地における身近な公園などは整備から期間が経過するとともに老朽化が進み、あまり使われなくなっている状況も見受けられます。

安全で快適に利用できるよう、遊具の更新や園路のバリアフリー化など施設の改修をさらに進めるとともに、地域に密着した地域の公園として今後も利用され続けるよう、地域の人びととの連携・協力により運営管理していくことが必要です。

## 3 私有地の緑の課題

公有地の緑化や緑地の保全を進めていますが、市域の多くは私有地が占めており、緑のまちづくりの要は私有地の緑地の保全と緑化の推進であると言えます。

まとまりある樹林地から戸建住宅の緑まで、その規模・特性は様々ですが、樹林地においては、土地所有者の高齢化などにより維持管理が困難になりつつあり、また住宅地や商業地などにおいては、敷地規模の関係から十分な緑を生み出す空間を確保することが難しくなっています。

緑と水辺に抱かれた住みやすい、訪れてみたいまちを共に築いていくために、市民一人ひとりが緑の持つ多様な機能を再認識して自ら行動し、そして、その人たちの輪を広げていくことが必要です。

# 参考資料

## 計画策定の経緯

### 1 千葉市緑と水辺のまちづくりプラン策定の経緯（概要）

平成 21 年にインターネットモニターアンケートを実施し、緑と水辺のまちづくりに関する市民意識を調査するとともに、市民勉強会や庁内の検討会議を設置し、新たな計画の作成に着手しました。

平成 22 年 10 月に学識経験者や関係団体の代表、公募市民で構成する「千葉市新みどりと水辺の基本計画策定委員会」を設置し、計画原案の作成に向け、検討を進めました。

平成 23 年 7 月に計画骨格案に関する市民意見募集を実施するとともに策定委員会や庁内の検討会議において計画原案の検討を進め、平成 24 年には、策定委員会から答申された計画原案を踏まえた計画案についてパブリックコメント手続を実施し、3 月に千葉市緑と水辺のまちづくりプランを策定しました。

計画策定までの経緯を以下に示します。

注) 本計画は、「千葉市新みどりと水辺の基本計画」を仮称としていましたので、パブリックコメント手続までの間については仮称を使用しています。

年	月	市民参加の取組み	付属機関の取組み	庁内の取組み
平成 21	3	インターネットモニターアンケート		
	12	第 1 回勉強会		第 1 回検討会議幹事会
平成 22	2			第 1 回検討会議
	5	第 2 回勉強会		
	9	第 3 回勉強会		
	10		第 1 回策定委員会	
	11	第 4 回勉強会		
	12		第 2 回策定委員会	
平成 23	2	第 5 回勉強会		第 1 回公園緑地部ワーキンググループ 第 2 回検討会議幹事会
	3			第 2 回公園緑地部ワーキンググループ
	4		第 3 回策定委員会	第 2 回検討会議幹事会
	6			第 3 回公園緑地部ワーキンググループ 第 3 回検討会議幹事会
	7	市民意見募集	第 4 回策定委員会	第 4 回公園緑地部ワーキンググループ
	10		第 5 回策定委員会	第 4 回検討会議幹事会
	11		現場視察会	第 5 回公園緑地部ワーキンググループ
	12		第 6 回策定委員会	
平成 24	1		答申	第 5 回検討会議幹事会 第 3 回検討会議
	2	パブリックコメント手続		
	3		計画策定	(最終調整)

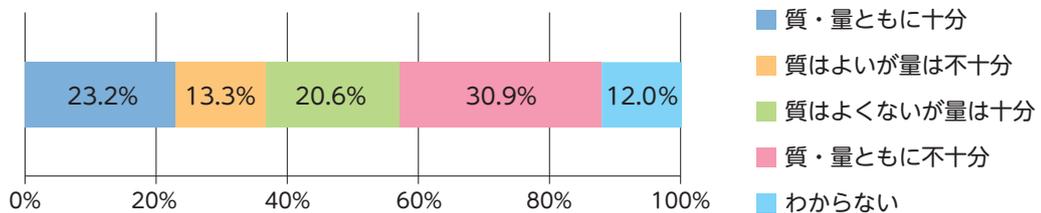
## 2 市民参加の取組み

### (1) インターネットモニターアンケート

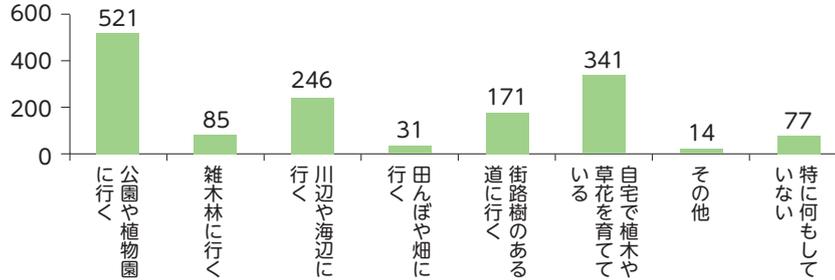
新みどりと水辺の基本計画の基礎資料とするため、緑と水辺の現在の状況と関わりなどについてアンケートを実施しました。

- ▶ 調査名 緑と水辺に関する市民意識についてのアンケート
- ▶ 調査期間 平成21年3月11日午前9時から平成21年3月18日午後4時まで
- ▶ 対象者数 1,648人
- ▶ 回答者数 747人（回答率45.3%）
- ▶ 結果概要 主な設問及び結果は以下のとおりです。

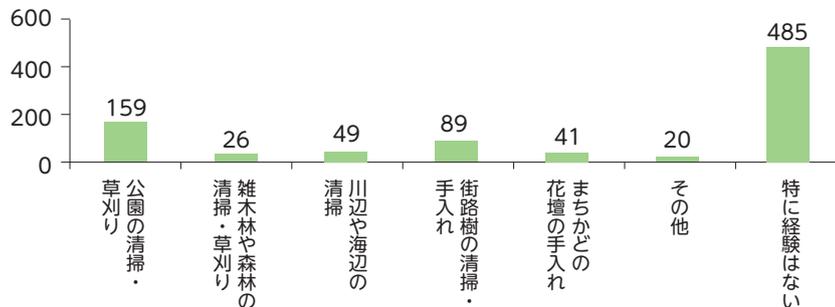
Q 千葉市内の緑の質・量についてどう思いますか。



Q 日々の生活の中で、緑や水辺とどのように関わっていますか。



Q 緑と水辺に関するボランティアについて、どのような経験がありますか。



## (2) 千葉市新みどりと水辺の基本計画の勉強会

市民の意見を反映した計画を作るため、市民と共に千葉市の緑と水辺について考える勉強会を開催しました。

- ▶ 開催期間 平成21年12月から平成23年2月まで
- ▶ 開催概要 全5回の勉強会を開催しました。



- ▶ 主な意見
  - ・ 緑を守り育てる人材を育成する必要がある。
  - ・ 水辺に親しめる空間、昆虫の捕れる森や原っぱがあると良い。
  - ・ 手のつけられていない郊外の自然を保全したい。

## (3) 千葉市新みどりと水辺の基本計画（骨格案）に関する市民意見募集

市民の意見を十分に反映した計画とするため、計画の方向性を示す骨格案の段階で市民意見を募集しました。

- ▶ 募集期間 平成23年7月15日から平成23年8月5日まで

### ▶ 募集結果

- ・ 意見提出者数 5人
- ・ 提出意見数 48件

### ▶ 主な意見

- ・ ハード工作物からソフト型（人工物の少ない）公園へ転換すべきである。
- ・ 大規模な公園では季節のPRで人を集める。参加者に袋を渡すことで綺麗になる。
- ・ PDCAサイクルは臨機応変に行うことも考慮すべきである。
- ・ 都市ブランドの価値向上を考える際にも、緑や水辺の潤いが多いことは必要である。
- ・ 第2章について、地域特性に応じたメリハリのある表現が必要である。

#### (4) 千葉市新みどりと水辺の基本計画（案）に関するパブリックコメント手続

市民の意見を十分に反映した計画とするため、計画案についてパブリックコメント手続を実施しました。

- 募集期間 平成24年2月1日から平成24年2月29日まで
- 募集結果
  - ・ 意見提出者数 10人
  - ・ 提出意見数 44件
  - ・ 意見を反映した件数 9件
- 主な意見
  - ・ 水辺の計画の記述を充実すべきである。
  - ・ 荒廃状態にある森林を、緩やかでも改善する方向に転換することが必要である。
  - ・ 公共施設の緑化についての記述がないので施策に追加すべきである。
  - ・ 街路樹の計画的な更新などについて言及する必要がある。
  - ・ 埋立前の豊かな海を守ってきた人々のDNAが後世に伝わる計画であって欲しい。

## 2 附属機関の取組み

### (1) 千葉市新みどりと水辺の基本計画策定委員会

市長の諮問に応じ、新みどりと水辺の基本計画に関する事項について審議し、市長に答申することを所掌事務とする附属機関である「千葉市新みどりと水辺の基本計画策定委員会」における慎重な審議を経て、「千葉市新みどりと水辺の基本計画（原案）」が答申されました。

- 設置条例 **別添1** のとおり
- 委員名簿 **別添2** のとおり
- 委嘱期間 平成22年10月19日から平成24年1月18日まで
- 開催概要 全6回の会議と現場視察会を開催しました。

- ・ 第1回会議 平成22年10月19日
- ・ 第2回会議 平成22年12月24日
- ・ 第3回会議 平成23年 4月18日
- ・ 第4回会議 平成23年 7月 8日
- ・ 第5回会議 平成23年10月14日
- ・ 現場視察会 平成23年11月14日
- ・ 第6回会議 平成23年12月21日
- ・ 答 申 平成24年 1月18日



**別添3** のとおり



## 別添1

## 千葉市新みどりと水辺の基本計画策定委員会設置条例

平成22年6月28日

条例第70号

## (設置)

第1条 本市は、千葉市新みどりと水辺の基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、新みどりと水辺の基本計画に関する事項について審議し、市長に答申する。

## (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1) 学識経験者

(2) 関係団体を代表する者

(3) 公募による市民

3 委員の任期は、当該委員への任命があった日から所掌事務を終えるまでとする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

## (会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 別添 2

## 千葉市新みどりと水辺の基本計画策定委員会名簿 (所属及び役職は委嘱時)

敬称略、五十音順

	氏名	所属及び役職
	1 池邊 このみ	株式会社ニッセイ基礎研究所 上席主任研究員
	2 伊勢田 政員	千葉市町内自治会連絡協議会 会長
	3 伊藤 雅子	自然遊びわかばの会 代表
	4 川口 欽司	千葉市農業委員会 会長職務代理者
	5 栗田 和夫	まちづくりちば市民の会 代表常任理事
	6 桑波田 和子	環境パートナーシップちば 代表
	7 小泉 力	公募市民
◎	8 輿水 肇	明治大学農学部 教授
○	9 小林 達明	千葉大学大学院園芸学研究科 教授
	10 鈴木 英雄	社団法人千葉市園芸協会 会長
	11 土谷 岳令	千葉大学大学院理学研究科 教授
	12 平原 由樹	公募市民
	13 廣畠 眞知子	千葉市都市緑化植物園みどりの協力隊リーブス 顧問
	14 森谷 哲夫	坂月川愛好会 代表
	15 山崎 誠子	日本大学理工学部 助教

◎会長、○副会長

**別添3 新みどりと水辺の基本計画策定委員会からの答申**

近年、人口減少や少子超高齢化の進展、地球環境問題の深刻化、また生物多様性保全の必要性の高まりなど、社会情勢は大きく変化し、それに伴う社会的ニーズも複雑化、多様化してきており、環境負荷の低減や災害時の防災・減災機能など、多面的な機能を持つ緑地の重要性はますます大きくなってきております。

一方、千葉市は首都圏の大都市にありながら市域の概ね半分が緑に覆われる恵まれた環境にありますが、引き続き緑地は減少傾向にあり、緑地の保全、緑化の推進は喫緊の課題であります。

このような中、当委員会が、千葉市の緑と水辺のまちづくりに関する、今後取り組むべき基本的な方向性について市長より諮問を受け、審議を託されましたことは、大変意義深いものと認識しております。

当委員会は、平成22年10月から23年12月までの間に6回にわたる会議を開催し、専門の見地や市民視点による議論を重ね、別紙「千葉市新みどりと水辺の基本計画（原案）」を作成いたしました。

計画原案の作成にあたり、私たちが最も大切にしてきたのは、千葉市に暮らすあらゆる生命を育む、この豊かな緑と水辺を更に良いものとしながら将来の人たちにつなげていきたいという強い思いであります。

これを受けて、緑の量的拡大から質的向上への基調の転換を図り、多様ないのちが育つ空間を守ること、緑と水辺を活かしてまちの魅力を高め、潤いと賑わいを創出すること、また多くの人々が緑地保全や緑化推進の活動を展開するまちをつくることを基本方向として掲げ、それらを実現するための各種施策や、計画を推進することにより達成すべき将来目標等を計画原案としてとりまとめました。

この計画の特徴といたしましては、行政、市民、企業、団体等の多様な主体の連携・協力により緑と水辺のまちづくりを進めることを基本方向に据えるとともに、市民と共有する計画であるとの認識に立ち、分かりやすさや読みやすさに配慮した構成や表現としたほか、要点を絞った内容とすることで計画全体のボリュームを抑え、従来の行政計画にはあまり類を見ないシンプルな計画とした点などが挙げられます。

市におかれましては、計画原案の内容について十分理解され、計画の策定にあたり反映されるよう要望いたします。

なお、より良い計画となるよう、下記の点について留意されるよう申し添えます。

- ▶ 第2章「目指す緑と水辺の姿」において、各地域の将来像のイラストやそこで行動している人が描写されたイメージ図などを挿入し、将来の千葉市の緑と水辺の姿を視覚的に表現すること。
- ▶ 第3章「施策の展開」基本方向3において、市民と行政の連携・協力事業や人材育成事業などを一覧表として掲載し、本計画書そのものが「一人ひとりが行動するきっかけ」となるよう工夫すること。
- ▶ 計画書作成にあたっては、一人でも多くの方に手にとって読んでいただけるよう、レイアウトや写真などを十分精査すること。

### 3 庁内の取組み

#### (1) 千葉市新みどりと水辺の基本計画検討会議

基本計画の見直し及び新たな基本計画の案の策定に関する事項について、検討協議することを所掌事務とする庁内検討組織である「千葉市新みどりと水辺の基本計画検討会議」を設置し、計画（案）の検討を行いました。

- 開催期間 平成21年12月18日から平成24年2月25日まで
- 開催概要 検討会議（局長級）を3回、幹事会（課長級）を5回開催しました。

#### (2) 千葉市新みどりと水辺の基本計画公園緑地部ワーキンググループ

新たな基本計画の案の策定に関する詳細な事項について、検討協議することを所掌事務とする公園緑地部内組織（構成員10人）である「千葉市新みどりと水辺の基本計画公園緑地部ワーキンググループ」を設置し、意見交換を行いました。

- 開催期間 平成23年2月1日から平成23年11月16日まで
- 開催概要 全5回のワーキンググループを開催しました。

### 4 関係機関等の取組み

#### (1) 千葉市議会常任委員会における所管事務調査

千葉市議会常任委員会（都市建設委員会）の所管事務調査として、新みどりと水辺の基本計画（骨格案）について、審議されました。

- 開催日 平成23年7月26日
- 主な意見
  - ・ 緑視率の目標をどこに入れていくのか。
  - ・ こどもたちに分かりやすい計画とすることが必要である。
  - ・ 市民参画として地域の力をもっと取り入れていく必要がある。
  - ・ 市全体の緑と水辺の計画であるので、農政部門や環境部門との連携が必要である。
  - ・ 多様な主体の連携・協力は重要であり、学生など若い人の意見も反映する必要がある。

#### (2) 千葉市緑と水辺のまちづくりプラン（概要版）作成に向けた小学校との意見交換

こども向けの緑と水辺のまちづくりプラン（概要版）を作成するにあたり、千葉市立稲毛小学校の教職員及び5年2組の児童に意見交換などの協力をいただきました。

- 実施期間 平成24年2月7日から平成24年3月6日まで
- 実施概要 全2回の意見交換を行いました。

# 千葉市緑と水辺のまちづくりプラン

平成24年3月

編集・発行

---

千葉市 都市局 公園緑地部 緑政課  
〒260-8722 千葉市中央区千葉港2番1号  
TEL. 043-245-5774 FAX. 043-245-5885  
ryokusei.URP@city.chiba.lg.jp

---

印刷 株式会社 萌翔社

